

否かといふ事について無駄に細かい區別をしないでも、特定の貸付に對してその債務者が申出た借入理由は、大抵その時の人にとつては最も重大なものであるといふ事が出来、又それで足りるのである。従つてこゝでする借入理由の分類はその性質に論理的であるといふより心理的であるといつてよからう。その爲めにこの債務者が貸付會社に助けを求めて來たと思はれる理由を強調してゐる。

左の表は債務者の職業と借入目的（債務者二三、四七八人）

職業	借入目的の分布比率				總計
	窮乏	當座支出	持物購入	賦拂金	
專門業	二五・八	六二・一	二・三	三・五	一七・一
商業及手工的職業	二二・五	五九・九	三・〇	四・二	二二・二
運輸交通	二六・八	五五・六	四・一	四・五	八・八
企業家	二一・〇	五四・五	五・九	三・七	三三・八
官業従事者	二〇・四	五九・〇	三・一	四・〇	一三・三
不熟練及半熟練	二三・三	五九・一	三・五	四・六	九・三
一般	三五・〇	五八・〇	三・一	三・一	一〇・八
計	二二・七	五八・九	三・四	四・三	二二・七

借入理由中、當座支出に屬するものが、最も重要なものである。債務者百人中五五人から六〇人までがこれを理由にしてゐる。實際では、専門職業のものがこの點に於て最も高率を示してゐる。借入理由を各職業別に就職期間と相關して見ることが出来ると思へば、やつとスタートを切つた許りの若い専門家がこの表の當座支出の數字を占めてゐると推定してもよからう。

右表の中で所有主百人中五五人がこれと同様の理由で借入れを申込んでゐる。こゝでも又、更に分析する事が可能であるとすれば、當座支出の觀念は所有主と他の職業グループ殊に不熟練職業とでは明かに異つてゐる事を發見するであらう。企業家では當座支出といふものは寧ろ廣い一般的な種々の事業の上の諸原理を指してゐるのである、特にこれらの端くれの企業家には通常銀行信用貸し又は商業信用貸しが惠まれていないことを考へればいゝのである。

當座支出に次いで重要な地位を占めてゐる窮乏の項目では前述の二職業が他より低率を示してゐるといへやう。所有主並びに専門業の債務者ではこの理由の借入れは貸付の六分の一から七分の一であるのに反し、他の職業ではすべて、五分の一から四分の一に達しその重要性を増してゐる。窮乏の爲めの貸付と當座支出の爲めの貸付けで債務者の三分の二から八割餘を算してゐる。貧率の低いのは所有主であり、高いのは不熟練並びに一般職業のものである。特物の購買はすべての職業の債務者にとつてその借入れの理由となつてゐるが、所有主では一番重要性を持つて居る。この借入理由のものは企業家は六パーセントである。これに反して専門業はその借入の僅か二、三パーセントである。その他の職業では特物を得る爲めの借入れは少なくとも三パーセントに達してゐる。

借入理由の一つとして賦拂金を見るに、これは既に賦拂の契約をしたものゝ債務を辨済する目的で小口金融會社の金融を受けるものであり、賦拂は大抵月賦支拂契約による商品の購入によると考へられる。この種の契約が守れないと今までかけた支拂を損し商品は再び賣手の手に戻ることにな

る。次の一例は買手が賦拂契約を完了し得ず金銭的な損失を蒙つたものである。或る人が月賦で確實なピアノを一臺購入した。そして買手が支拂ひを続ける事が出来なくなつた時には既に七百五十弗拂ひ込みになつてゐた。賣手はピアノを取り戻し、これを月賦残額一二七弗で賣却廣告に出した。このやうな場合には困らされた債務者は商品への投資額と商品そのものを失はぬやうに、又すつかり自己の物にする爲めに要する金を小口金融會社から借入れしやうとするであらう。小口貸付會社の金貸付の三パーセントから四パーセントが延滞のため危く没收されんとした月賦購入物を保持するためになされたものである。その比率に於ては専門家、企業家、一般職業のもの、他のものより少ないが各業皆大した差異はない。

前述の四借入理由の他の理由はすべて「其他」の部に入れられてゐる。これは各職業別にのみ最も差異の多い項目となつてゐる。一般、不熟練、運輸、手工的職業グループでは、其他の借入理由は全貸付の略々十パーセントを占めてゐる。官業従業者はこれより幾分大きく十三パーセントといふ數字を示してをり、専門業は更に今少しく大きく一七パーセントにのぼつてゐる。企業主の二二パーセントが最高で、これは普通豫想されるやうに企業主は他の職業のものよりずつと多く遭遇する事業の危急、事業好轉等に處する資金を要する機会が多くその要を切實に感じてゐる事に原因する。次表は借入の諸理由の一覽表である。

窮乏並びに危急

出 産 六四 死 亡 一八六

衣 服	四七三	商 需 品	一三四
石 炭	一、二一九	必 需 品	二四四
疾 病	二、七九四	計	五、一〇四
當 業 支 出	八、一〇八	利 子 支 拂	九六
勘 定 書 の 整 理	一、五六四	移 代 家 賃 轉	一八〇
ク リ ス マ ス の 買 物	二九	地 代 家 賃	六三七
當 然 の 支 拂 物	一、二三四	持 物 の 修 理	三三七
保 險 料	三四〇	計	一、三〇四
特 物 の 購 入	七	家 屋 購 入	一三、八一九
自 動 車	二七	特 物 の 改 良	三八
家 屋 建 築	三二	土 地	二六
家 具	三〇	其 他 特 物 の 購 入	七九七
家 事 設 備	九九	計	一、〇一四
自 動 車	二七	家 屋	一六三
家 事 設 備	一三	土 地	六〇
家 具	四五四	其 他	一四一

事 業 其 他	六六
雜 業	一四
教 育	一〇八
他 人 補 助	三〇九
投 資	三〇
法 定 手 數 料	五三
結 婚	一八

雜 業	二七
抵 當 支 拂	一六八
準 備 金	一六八
他 の 借 用 金 支 拂	八八
失 業	一八六
豫 期 外 の 支 出	七
休 暇	八〇
計	二、八五
總 計	三、六三

借入理由を六部門に分けると、この理由の重要性の一般性や特殊性を思考するに便である。が、これと同時にその数字から全人間を抽象することが出来る。又當時の社会的状態経済的状态を推察するに難くない。貸付事務所の帳簿にのつてゐる貸付で、家庭の悲劇、家庭の希望又は人間の抱負をその背後に藏してゐないものは一つもない。家庭の混乱が鎮められるか、野望が實現されるか又は挫かれるか、希望が再びもえ上がるか等といふ事を鋭く見抜くには、債務者が貸付業者に金銭問題をもつて來た初手の面接が大切であらう。

この六項目の借入理由を更に細く説明したものは前掲の表の示す通である。少しく想像をめぐらせば無味乾燥な記入文字の背後に人間の要素を頭の中で再構造する事が出来る。財の保存、保持、獲得、改良、健康の回復、出産、葬送その他の諸項目は借入れの重要な理由となつてゐる。この家

族方面の簡潔な記入が家庭の闘争や、其變遷、苦樂の物語りを秘めてゐるのである。これが一層赤裸々に出てゐるのは次表の「雜」の理由である。左表借入の特別借理由

- 必要な眼鏡代
- 辯護士支拂料
- 當然の支拂費
- 馬の買入費
- 他人への補助費
- 好奇心
- 雛鷄及卵の買入
- 地位を受ける状態におく爲めの用意
- 現金證書を強制されて
- 道路修繕
- 自動車事故
- 辻自動車事故
- 愚昧
- 選舉運動
- 或人が國家齒科醫試驗を受ける爲め
- セメント室
- 髮乾燥器の買入

- 妹の婚禮調度品の買入れ
- 衣服の負債
- 自動車の負債
- 農場の負債
- 自營事業の開始
- 豫備金の調達
- 家賃の補助
- 手形は銀行にあるがこれの書換へを望まぬもの
- 新居—その地方の信用なし
- 紙入れの紛失
- 仔蓄の買入
- 授業料
- 銀行の失敗
- 現金取引の家具買入済
- 息子への補助金
- トラック買入

以上の雑の理由の各々の背後にオー・ヘンリーのやうな想像豊かな作家のみが正當づけ得る人間の興味ある物語りが秘んでゐるのである。

職業別に見た負債

諸種の職業に従事する債務者の借受額の大きさは債務者の表面を描くものに過ぎない。彼等の負債額のその裏面には色々なものが存在してゐる。

總負債額について債務者を職業別に檢べると、五、六の面白い事實が出て来る。まづ最初に各職業に従事するものの六分の一から五分の一は貸付を受けに來た際全く負債を持つてゐないといふことである。この割合は一般業以外のものでは相當固定的なものである。一般業では無負債のものは二三パーセント餘に達してゐる。先の見越しのある借手で負債のない時に貸付を申し込んだものは、事業家が變節的な必要に應じて銀行を使ふと同様な理由で金貸しを利用してゐるといへやう。これらの貸付申込者は大抵其用度品や便利な道具の購入費が出来る。延ばさず直ぐ手許におくために、將來の収入を見越して金を借りるのである。少なくともこの部に屬する債務者は負債の償却を目的とするものではないことは明らかだ。

若し之等の負債の申込者を更に進んで検討する事が出来、その結果が將來を見越して借入は少しも窮乏といふ事を主因としてゐない事を示すとすれば、斯業の利用性が社會一般にみとめられて來たといへる。本來窮乏せる借手の救濟機關として造られた斯業は、その範圍を廣め今では一寸適當な言葉が見當らぬが、先づ建設的又は任意的借入といふやうなものをも包含してゐる。斯く云つて

も窮乏を原因とする借入は建設的なものでないといふ積りでもなく、又この意味から云つて消費貸付と生産用貸付の間に眞の區別があるといふ譯でもない。又實際斯様な區別はないと主張する人が見受けられる。すべての小口金融貸付は債務者家族の暮しを維持繼續させその生産力を支持する力を持つてゐる意味からいつて、事實上生産用貸付である。この區別の如何は別として貸付高が直ちに消費されるものであるか又は個人の所有物の購入に使用されるものであるかによつて借用目的をざつと二つに分けて見ることが出来る。かくしても、所謂窮乏借受は過去の獲得物の支拂のため

債務者の現在負債額分布比率

現在負債額職業	〇	一弗	一弗	二弗	三弗	四弗	五弗	以上
專門業	一九・七	三六・六	一八・三	一〇・〇	四・九	三・六	四・九	
商業及手工的職業	一九・二	四二・〇	三〇・七	九・八	三・四	二・一	二・八	
一般業	二三・三	三七・八	一八・九	九・六	三・六	二・八	二・八	
不熟練及半熟練	一七・六	四八・七	三〇・一	八・〇	二・七	一・二	四・〇	
企業主	一八・八	三七・七	一六・六	一〇・八	四・八	一・二	一・七	
官業	一七・九	三六・〇	三三・五	一四・六	三・六	二・六	二・八	

運輸交通

計	一七・五	四三・一	三〇・四	一〇・三	三・四	二・三	三・〇
	一九・四	四三・六	一九・八	九・五	三・四	二・三	三・一

多分任意的と言ふ方が建設的といふより適切であらう。任意的貸付とは、家族がその發展、改良のために現在の窮乏から脱するために現金を必要とするのではなく、又貸付を受けないでも生計がたつて行くにも拘はらず受けやうとする貸付である。何となれば若し窮乏してゐるとすれば、便利品や用度品の購入は犠牲に供せられるであらうから。

既に負債ある者の内で百弗以下が主位を占めて居り、其率は三三パーセントから四九パーセントに達してゐる。此の金額のパーセンテージの低いのは企業主で、高いのは不熟練及半熟練職業のものである。この率は多少共一般の豫期に沿ふてゐる。

百弗以上の負債をみるに、不熟練職業のものは最も少なく、これに反して企業主が官業のものと共に又も最大率を示してゐる。負債額五百弗以上になると、不熟練職業のものは二パーセント足らずであるが、企業主は七パーセント以上に上つてゐる。その他の職業の債務者は三、四パーセントの所である。

この分析をするに當つて特に興味のあるのは三百弗以下の負債者の率である。統一小口貸付法の許容する最高貸付は三百弗である、そして立法者は財政的困難に處するのに一般に三百弗以上の貸付を要しない階級の人々を目安に置いたのである。實際に於ては表掲の數字が示すやうに、不熟練職業のものでは、その約九四パーセントが三百弗以下の負債を有する者に屬してゐる。これに比べ

て企業主のグループでは八四パーセントである。他の職業のグループは皆この間に介在してゐる。だが事實から推して、貸付にとりもなふ債務者の種々の事柄を整理する忠告や補助が實際許容金額よりも重要なことが屢々あるから、大部分の債務者にとつて三百弗以下の貸付が全負債額に相當するといふ事は注目に價する。従つてこれらすべての借用申込者は統一法の下にあつても幾分の舊負債償還が可能である。故に職業別にみて十五パーセント又はそれ以下の率を示してゐる。三百弗以上の負債を有してゐるものは、統一法の下では償却できないといふことは云へない。その理由は舊負債の中には直ちに支拂を請求する勘定書もあるが、之れと同じく長期の勘定のもの含まれてゐる。不動産貸付や割賦販賣の残額は負債の一部を構成してゐながら未だ満期に達せず、従つて貸付申込の際に未だその始末を要求されてゐないものであるから、故に之等は比較的多額の負債を有するグループに入るものとしてよからう。法の許容する最高貸付額に對する負債額の關係はこれだけとして、貸付事務所の貸付サービスは建設的であるかどうかを決定する爲めに債務者のサラリー又は収入を考察して見よう。

統一小口貸付法施行の下では貸付業者はどの債務者に對しても總額三百弗以上の貸付を爲すことは禁じられてゐる。この禁止は嚴守されねばならない。貸付業者は銀行局と協力して能く自制し法の精神を維持してゐるからその顧客は重複貸付をして金額三百弗を越させることはない。更に進んで數人の貸付業者のある所では大抵手形交換所があり、これによつて、貸付業者は貸付の重複を避ける爲めにすべて貸付申込者を交換清算してゐる。その結果貸付申込者は殆んどすべて或る一人又

はそれ以上の貸付業者から三百弗以上の貸付を受ける事が出来ないと言はれてゐる。

しかしながら商業銀行やモリスプラン會社のやうな他の信用貸付業から借用してゐて同時に小口金融業者の貸付を申込む資格のあるものもある。債務者がその生活水準の均衡を破る事なくこの二つの貸付を償却するに十分な収入を有してゐる時には、素より彼は小口金融業者の貸付を受ける資格がある。信用貸しの範圍は恒に債務者が現在又は將來の収入によつて貸付を償却する能力の如何によつて決定せられる。この規定を適用する時にはいつもつねにその債務者の家族は普通の機能を維持すべき事といふ點を當然考慮しなければならぬ。この考慮が注意深く拂はれた貸付は建設的で、債権者、債務者双方に利益を齎らしてゐる。この規定を適用する際に他の動因が差しはさまると——貸付業者の貧慾のゆえであらうと、又信用金貸要素の測定に經驗がないことであらうと——この取引は元々債務者を救助せず、又貸付業者にとつては費用のかゝるものとなり勝ちである。以上の考慮はどの貸付の判定にでも拂はなければならないのである。

此の外中小商工金融、庶民金融利用者層の研究に就いては尙ほ家族と借入理由との關係、貸付金高と借入理由との關係、債務者の収入と貸付高、家族と貸付高との關係、貸付金高と擔保との關係等研究すべき項目が多いと思ふが、紙數の關係で其の一切を愛割する事とする。

## 第九章 庶民金融の危険負擔

### 小口貸付の損失

次に貸付業者の損失についてみることにする、即ち貸付業者の小口貸付に對する成功、不成功はその損失の統計によつて知る事が出来るが、日本の庶民金融機關には何れも悲しい事には之等の統計を缺いて居る。今米國の小口貸付會社の統計を調べてみると其の貸付けに對する延滞は現在貸付高の十八パーセントが延滞となつてゐるのである。即ちいつでも貸付業者の投資の十八パーセントが延滞となつてゐるのである。この延滞はちよつとした延滞から危くすれば未済殘額全部を損失する程重大な延滞貸付をも包括してゐる。

斯業に關する者には一般に損失は貸付額の二分の一パーセントに當ると説かれてゐる。どうしてこの價ひが出て來たかと云ふことを示す基礎的な數字は何等あがつてゐないから、これは恐らく實際から割出されたものでなくて頭で推摘したものであらう。この數字によるとしても、貸付の實際投資額に對する損失の割合は一パーセントに近い。何故ならば貸付額は一廻轉して現在貸付額の二倍足らずに上るからである。もつと突込んでいへば、損失を測るに貸付額よりもむしろ貸付の現在高即ち投資額を基礎としても、未だ損失の全面を明かにするものではない。事業が繼續される限り

この損失評價法は何の害もたらさないものである。しかし元々これは過小評價してゐるのであるから、貸付擴張が大きい程損失は少ない。時と金を惜しみなくかけてこそ科學的な正確な數字が得られるのであらう。だがこれは經濟上、實際は許されない事である。

嚴密に云へば、損失は事業期間内即ち貸付が現在拂込みの回程にある間は計算する事が出来ないのが當然である。之等の諸々の事實から推して貸付が回収出来ないものと定められる迄には數年を経る事が時々ある。従つて、損失が帳消しになる時は、その當時より何年か後に拂込まれたものである。若しその間に當該貸付會社が擴張して來たとすれば、増大した貸付額は損失率の計算の基礎を大きくしてゐる。そしてその結果は當然の損失額より少なくなつてゐる。事業とそれから出た損失の關係を一層注意して評價してみると、損失率は四又は五パーセントに均しい。しかし乍ら一般にアメリカ貸付業は實際には損失のよつて來た時といふ事にかまはず現在事業を損失の評價基準としてゐる。

不良貸付に對するそなへは小口金融會社の繼續費中で一般に氣付かれてゐるよりも、ずつと大きな部分を占めてゐる。ヴァヂニヤ州協同委員會の尼利會計員たる若いチー、ダブリユヘルム氏は、委員會では小口貸付の率と實際の調査を持ち出した。(註三)彼の證明はヴァヂニヤ州の許可を受けてゐる五十二聯合小口貸付會社の會計の研究に基いて居り、當該事業の四年間の成績を觀察してゐる。ヘルム氏によると貸付諸會社の犠牲に供した指數は一七・七五パーセントの不良貸付である。小額の債務者は大額の債務者よりも危険率が多い事が認められてゐる。

(註三) 日刊合衆國新聞一九二八年十一月十一日  
左表は貸付總數の分布と元貸付量より見た貸し倒れの分布である。

貸付量	貸付量に對する此の貸付額口數の比	貸倒れ口數の貸付口數に對する比
九〇弗並それ以下	三〇・五	四六・五
九〇弗以上	六九・四	五三・五

又他の一つの研究にあつては、總貸付數の三五パーセントは元貸付が九〇弗以下であるが、同一會社の貸倒れた同額の貸付數に對して四五パーセントを占めてゐる。言ひ換へれば、十口の貸付の内七口が九〇弗以上の貸付であるのに、損失は九〇弗以上の貸付と其以下の貸付に等分に出來てゐる。

貸付が遂に回収不能として貸倒れになつても、元金の幾部分は最初に回収されてゐる。貸付業者は回収經驗のあらゆる限りを適用してゐるから、その結果どの貸付でも貸付額面より幾分か減少してゐないものはない。即ち債務者が始めから慎重に借り倒さうと仕組んだ場合と雖この例に洩れなない。或る不回収會計を檢べるに、平均貸付額一三五弗、平均損失七十五弗となつてゐた。即ち貸し倒れになるまでの平均回収額六〇弗が額面の四四・五パーセントとなつてゐる。

貸付の償却については次章に充分のべる事とするが、これが時に契約の變更により債務者の支拂負擔を軽くする助けとして使はれる事がある。一度の損失分が終に支拂ひによつて帳消しとなる貸付が多數あるが、それは貸付業者が債務者の要求に合ふやう支拂過程の割當てを加減した努力を證

明するものである。

左表は支拂の加減度數と貸倒れ數である。

貸付品減度數	貸し倒れ貸付數	總數に對する比	蓄積比率
0	四四八	四三・七	四三・七
一	二八	二・二	六四・九
二	一三九	一三・五	七八・四
三	七四	七・二	八五・六
四以上	一四七	一四・四	一〇〇・〇
計	一、〇二六	一〇〇・〇	一〇〇・〇

此の表によると支拂加減をしない貸付に貸倒れ數が最も多い。これは貸付業者が信用貸しを十分に分析してみなかつた罰である。従つて、この種の貸付のあるものは決して貸付てならなかつたものであつたと思はれる。セリグマンは割賦拂の延滞に因つて商人の手に引戻された自動車の研究の結果から同じやうな結論に達した。(註四) 彼は第一回の支拂をなした丈で引戻された車が最も多い(新車二〇パーセント、中古車二五パーセント) 點を強張してゐる。残りは二回拂込み又は三回拂込み等の後に引戻された自動車である。そして彼は引戻しの最大原因が販賣時に充分に吟味して信用貸をしなかつた事にあり、後に収入がなくなつた爲め生じた支拂不能等のやうな他の豫期出來ない事故は餘り重要性のないものであるといふ結論に達したのである。

(註四) イー・アール・エ・セリグマン著「割賦販賣の經濟學」附録六「取戻し研究」ハーバー兄弟一九二七年

小口信用貸しを許容するには多くの要素を測らなければならぬ。どんな特殊な状態に於ても良い要素や悪い要素を取集める能力やそれらの要素をよく均衡して判定を下す事は長い間の經驗を経なければ出來ない。最も經驗をつんだ貸付業者でも迷ふ事があり、又實際に迷つて居るのである。もし彼れが判断を誤まつた場合にはこれを矯正する唯一の可能な方法は契約を可能な限りに於て加減する事である。この事が加減を加へない貸付の貸倒れ四三・七パーセントの他に三度以下の加減をした貸付の貸倒れが四一・九パーセントある事を認める説もある。かくて三度以上の加減をしたもの、貸倒れは八五・六パーセントに減つてゐる。しかしこれらの支拂の加減は信用貸が貸付業者にとつて不經濟な連續をつゞけてゐる印ではなくして信用貸の最初にしぼ／＼なした過ちを消さんとすることによるのである。

損失は債務者の一般的職業分野と比べると豫想通りの場合を示してゐる。分類職業は、その職にある債務者數に従つてその比を示してゐる、そこに僅少の齟齬があるとしてもこれは特殊な重要なものではない。即ちこれらの齟齬は細目の職業分類をすればどの職業に貸倒れのあるものが屬するかといふ事について任務の假定をしなければならぬから、この細目分類を完全にやらなかつた事から生じたものである。

左表は職業別にみた全債務者と貸し倒れの分類の統計を示したものである。



職業	全債務者	貸倒れ債務者
全職	100.0	100.0
探業	1.6	8.1
書記的職業	5.4	7.6
家庭的並個人的奉仕	5.4	7.6
製造並機械工業	3.9	3.9
専門的職業	2.2	2.1
社會的職業	2.7	1.7
商業	2.7	3.2
運輸業	8.8	7.6
雜業	2.3	4.8

この表より具體的な職業別によつて貸倒れをみると更に面白い。  
左表は職業別に見た貸倒れの總計である。

貸倒れの諸理由	貸倒れ數	比
行方不明	837	43.3
遠方への移轉	96	5.0
稼ぎ主に見離された者	40	2.1
貧困	99	5.1
破産	36	2.0
貧困の危險	330	21.9

この表にあらはれた事で重要な事が唯一つある。即ち小事業に従事してゐる者や不定収入の者は比較的貸付けに適してゐないといふ事である。だがこの種の者も不定収入のため他の職業の者と同様小口信用貸を需めてゐる。そしてその内容の中には債務に忠實でない者が多く見受けられる、この事は次表に一層よく説明されてゐるのである。

職業	全債務者	貸倒れ債務者
家政婦	26	63
専門職業	24	24
集業	19	19
警業	17	17
理業	15	15
雜業	13	13
計	98	100



有せざる彼等の信用絶望なりと云ふの外ない。然し信用といふものは、現在に物價相當の實物なくも將來を約して他人の資本を即座に使用せしむる力である。さる以上は、今現在に實物を有せざるものにも、資本使用の機会を與ふる方法がなくてはならぬ。一定の技能あり正直にして品行も経歴も申分なく、而して資本の用途が將來必ず物價を生ずべき生産的のものであるならば、之れが辨濟の保證となつて彼の上に信用が成り立ち得べき筈である。否な資本は遊民階級の手在らんよりも此等の有望有能の手に使用せらるゝ方が有利であり且つ其だけ確實であるとも云へる。これ所謂正直を資本化すると稱するものである。社會には此の道が備つてあらねばならぬ。然るに從來普通の金融機關は何れも此の方法を開いては居らない。皆多くは實物擔保と云ふ重複信用の方法を採つて居る。今や信用組合はこの缺點を補はんとするものである。若しも新に起る信用組合でありながら此の任務を主眼とせん位ならば全然其の存在の必要はないのである。故に信用組合は、此の任務の上に立つて組合員に人格信用を開き之に無擔保貸付を行ひ、組合員の正直を資本化せんければならぬ。これ即ち信用組合の對人信用貸と稱するものであるが、組合は人格鑑定の錯綜なしとも保し難ければ安全を期する爲めに保證人を立てしむるは必要である。保證人を立てしめるには保證人の人格をも鑑定して辨濟力の安全を計ることゝすれば此の上に懸念す可きことはない。而も保證人は實物擔保とは異なるが故に、此の信用は對人信用なること論を俟たざる所である」と。或る信用組合の學者は其著書の中に述べられて居るが、之れは畢竟信用組合の一つの理想を説いたものであつて、現在日本の庶民金融機關が行つて居る實際を説明したものである。

## 日本の庶民金融は現在悉く擔保主義

現在日本の信用組合及其他的庶民金融機關には此の絶対無擔保對人人格本位の貸付は行はれて居ないのである。無擔保で貸付けるとしても其の人の現在の支拂能力、即ち其の人の動産不動産の所有高即ち其の人の實物擔保の能力を標準として貸付けて居る。又保證人を立てるとしても其の人格を標準に置かずして、矢張り其の人の實物擔保の能力即ち其の人の現在の支拂能力又は動産不動産の所有高を目標として其の保證人たるの資格を決定して居る。

之等の支拂能力即ち現在の動産不動産の所有高を目標としての對人信用又は連帶保證の貸付けはまだいゝ方で、大抵の場合は必ず擔保物がなければ貸出しを爲して居ないのであるが現在日本に於ける現狀である。

又實際上より見て信用組合其の他の庶民金融が、救濟事業、慈善事業、社會事業でない限り無限の損失をしてもいゝのではないので、其れが多數の利益を上げないまでも、貸倒れになる損失を負擔する事は出来ないものであるから、現在支拂能力なき人に向つて絶対人格主義、即ち無擔保對人信用で貸出す事は不可能である。加ふるに現時の經濟的逼迫と其激變とは朝に富める者が夕に無資産者となり、昨日東京に在住せしものが今日は北海道邊りに移轉すると云ふが如き急激なる經濟上の變動と人間の住居の移動とは一層この絶対人格主義無擔保對人貸付の實行を不可能ならしめてゐる。故に保證人を立つるにしても無資産者の債務に對する保證人は、其の代理辨濟の自己に及ぼす事を恐れて有資産者決して保證人とならず、結局無資産者を幾人集めても零の集合は矢張り零と同じ理由

で結局支拂能力なきものゝ集合となるのみである。而してこの保証人制度は徒らに民事訴訟の事件を多くならしめて其の債權債務の關係を複雑ならしむるものにして決して庶民階級の對人無擔保貸付に對する債權確保の完全な制度とは云へないのである。

斯くの如く觀じ來れば、無擔保論は畢竟それ自體一つの空論たるを免がれないものであつて、現時信用組合の他の庶民金融機關に行はれてゐる實際の方法ではない事を知らねばならぬ。

然らば古代より現代に至る迄此の對人無擔保人格主義を主旨とする中流以下の金融に對して、債權確保の制度は存在して居なかつたのであるかと云へば、決してさうではなくて上古及近世に至るこの對人信用貸付に對する債權確保の諸制度が存在して居たのである。今左に此の變遷を叙してみよう。然も此の良制度も現在に於ては行はれて居ない事を豫め知つて置かねばならぬ。

古代より近世に至る無擔保債權確保の諸制度

一、宗教的信用確保の制度 此の制度は中世歐洲に於ける質屋の發達及日本支那に於ける質屋の發達を研究する事に於て明らかに之れを證明する事が出来る。中世歐洲の寺院から質屋が發達し來り、それが爲替業となり、近世に於ける銀行となつたと云ふ事實を否定する爲めに經濟學者の或る者は其寺院説の根本原理とし路加傳第六章三十五節「爾曹仇を愛し又善をなし、何をも望まずして貸與へよ」と云ふ言葉を屢々引用して居るが、此の事實は却つて近世に於ける質屋爲替業及銀行が寺院から發達した事を立證するものであつて、決して中世の寺院から之等のものが發生しなかつたといふ證明にはならない。即ち中世歐洲の寺院に於ては信者に向つて金の貸付を爲したものであ

つて始めは基督の教へを嚴守して慈善的に無擔保にし、貸付金の利子を取らずして之を行つたものであるが、此の事實が後には次第に悪化して、寺院の僧侶にして高利を取つて金錢の貸付けを行ふものが出て來て、其惡弊が百出した爲め、遂に十二世紀の初アレキサンダー三世をして次の様な禁止令を出さしめてゐる「此の頃寺院の僧侶にして高利を取るもの各所に顯はれ、其の中には自己の業務を全く打棄て、唯高利を以て業とするものさへ存在するに至つたから之等のものは教會に出入するを許さない。彼等の死亡の時は基督教に依る葬式を許さぬ」と云つて此の寺院の高利貸を禁止してゐる。兎に角之等より見て歐洲に於ても近世に於ける質屋、銀行、爲替業の發達は寺院から出發した事が窺はれる。

しかし同時に我が國に於ても、既に古く出舉の制度があり又大寶令に於て「僧侶の金錢金融」を嚴禁して居り、又僧尼令等に於ても「凡僧尼不得私蓄宅財物及輿販出息」と書いて有るのを見る事が出来る、義解にも此の法を犯す時は其の物を沒收する旨が書いてある事を見れば、質の制度が我が國にも古くから行はれて居た事が窺ひ知られるのである。鎌倉時代に於て土倉庫、無盡錢等の文字が各種法令に出てゐるのである。又支那に於ても朝鮮に於ても亦同様寺院は金錢保全の起源である。

何にしても之等の財物の貸付行爲が、何故寺院で行はれたかと云へば、其の一は寺社の營繕其の他に名を借りて財物を領主信徒より寄付せしめて澤山の財物を所有した事と、今一つは寺社の債權を時の權力者が保護したことにも依る。即ち天正五年六月二十七日武田勝頼が發した廣嚴院文書に

「甲斐廣嚴院より米錢を借りたるものは相違なく返済すべし若し難澁するものあらば罪科に行ふ」旨を借主に嚴達して此の頃行はれた徳政が一般の債權を無効に歸せしめたのにも拘はらず、特に寺社の債權は之れを除外して認めてゐる。又寺社本來の性質から見ても、慈善的な財物の貸與を爲す事が寺社本來の意義にも合致すると云ふので、以上三つの理由のもとに於て中世寺院に於て財物の貸付けを爲す事が歐洲、支那、日本を通じて一般に行はれたものと見て差支へはないが、唯吾人の注意すべき事は、此の以外に債權の確保が信仰心を利用して出来たといふ事も見逃がす事は出来ぬ即ち若し寺社よりの借主が其の債務を返済せざる時は、神佛の罰を受くると云ふ宗教的信仰心を利用して、此の時代に於ては其の債務の返済が比較的完全に行はれたと云ふ事は、決して私一個の推斷では無いと思ふ。今之を立證する一例を上ぐるならば、慶長十八年に新左衛門なる者が御權現様の米一斗餘りを借りたる證狀に「假令國替徳政ありと雖も少しも在まさは御權現様の御罰あたり可申候」と云ふ事を丹後の桂林寺文書の中に書いてある。人智の進んだ慶長頃に於てすら此の有様であるから、更らに之れより上代に於ては債務者が如何に其の宗教上の神佛の罰を恐れたかを知る事が出来ると共に、一方債權者の寺社側より云へば之を利用して對人信用の債權の確保に之れを利用した事が考へられると思ふ。徳川時代に於てさへ一寸した證文に「神文誓紙間違ひ無い」と云ふ文句を使用した事を考へ合はせると蓋し思ひ半ばに過ぎるものがあると思ふ。

又神社の氏神、神社寺院の講中等中心の金融も此の宗教の團體即ち宗教ギルドを應用した債權確保の制度である。

二、血族共同連帯にて信用確保を爲す制度 古代日本に於ては官廳、寺院、富有の人々が中流以下の百姓即ち現在の庶民階級の窮乏を救ふ爲めに、出學と云つて稻を貸付けた制度があつた。之れには官稻私稻の二種があるのであるが、官稻と云ふのは前に述べたやうに一種の慈善事業、社會事業であるが、寺院、富有の者等の行ふ私稻といふのは、私稻を徵收するを目的としたものである。然るに後には官稻までが其の本來の性質を失つて終ひ、私稻を目的とし借らないで、富者までに貸付け私稻を取るといふ悪弊が生じて來たので、無知な百姓共は此の苦しい事を知らず、止むを得ず借金したものであつたが、返済時期が到來しても返す事が出来ないで、郷里を出奔して流浪の旅に、旅愁の眞剣な苦味を嘗める者が多かつた。そして此の時代に於ては其信用確保の方法は家族血族の間の共同責任であつたので、父の出奔後も其債務は妻及子女へ及び、子供や妻子の債務が、其の出奔後情を知らざる父母に及ぶといふやうなわけで、非常な悪弊が出たので、天平九年(日本紀元七三七年)之れを禁止して「父母の負ふ所は情を知らざる妻子に徵り、妻子負ふ所は情を知らざる父母に徵る事を禁じ」たのである。之れを以つてみても古代對人的財物の移行行爲が、其血族の團體の共同責任に於て保持されてゐた事が明瞭である。

三、産業團體に依る信用確保の制度 歐洲諸國に於けるギルド・クラフト、日本に於ける座、朝鮮に於ける契、六矣廬、支那の幫、五保等は共同信用保持制度であつて、學者に依つては目的團體に依る信用保持とも云ふものである。組合員が毎月何程かの金を醸出して利殖し、相互間の信用を保持し其親睦を計り組合員の喪を弔慰し相互の親善を計り、組合員相互間に特殊獨立の金融機關を

持つか、又は外部よりの借り入れに對し共同の危険負擔を負ふものである。日本の無盡、模合、頼母子、信用組合の初期等は此の制度に依つて相互に信用を保持したものである。

四、地域的團體に依る信用確保の制度 日本五人組制度、ロシアのミルクマーク、支那の保甲制、朝鮮の統、契制度、英國の Frankpledge tithing (英國中世に行はれ十家區責任保證組合と云つて隣人が互に保證人となり合ふ制度である) 等である。ロシアのピーター一世が一七一九年始めて人頭税を課して村落住居の全體を以つて擔保團體とし、又村民共同負擔支拂の爲めに土地の共同利用を開始した事業、我が國徳川時代に於ける徵税の制度等は此の制度を利用したものである。即ち「世事百談」に「さてたのもし(頼母子)」と云ふ事は田物代の物語にして、田の實の意にて、これはむかしの國制に貧富強弱を平等に配り合はせ互に伍人組を立てたのもしをもて出し合ひ、村役所に預け置き、貧民の者の租なく食なく進退に迫るときは、其の錢を役所より出し與へ、一郷一村の中を結び合せて行く故に、富有なる者は生涯に其の田のもしを取ることなく、年々に賭け入るゝことのみなり、是れ上古の貨税の制度の残れるなり、貨税のことは書紀の天武紀の詔に見えたり云々とあるのをみて、如何にロシアの諸制度が日本の諸制度に酷似せるものなるかを考ふ可きである。斯くの如く地域的團體に依つても亦中層以下の金融に關し對人信用の債權確保を爲した事かゞ知れるのである。

上古から近世に至る間は、以上列記のやうに諸種の方法に依つて、中層階級以下の金融に於て對人信用に對する貸付金の債權を確保す可き諸制度は不完全ながらも出來て居たのである。然るに近

世の政治革命及産業革命は之等の諸制度を根本的に破壊して、庶民金融に對する人的信用の貸付金に關する債權保證の方法を皆無ならしめたのである。

歐羅巴に於ける新しい制度 然しながら歐洲各國に於ては、之れに代る可き制度が新らしく生れて來たのである。之れは即ち各種の職業組合、同業組合——即ち近代的意味に於ける労働組合及小作組合等の諸制度である。各國に於ける協同組合、産業組合、信用組合、庶民銀行、消費組合等は實に之等の職業組合の發達を前提として起つたものである。先づ産業組合の本場たる獨逸に於ては、一千八百四十八年歐洲革命後直ちに此の新らしい職業組合の設立を見、現に一千八百六十三年にはラッサールの主宰せる總労働者協會が出來て居る。シュルツエがデーリツチ町に作つた信用組合は一千八百五十年であつて、ライプアイゼンがワインルプツシュ村に初めて信用組合を設立したのは一千八百四十六年であつたことを考へ合はさなければならぬ。更に英國に於ても、ロツチゲールの組合の出來た一千八百四十四年頃には既に労働組合は純粹に階級意識を意識してゐたものではなかつたが、既に労働組合は可成り發達をなして居つた事は、考へ合せてみねばならぬのである。又佛蘭西に於ては一千八百三十一年の革命後直ちに無産者の労働者農民の組合は發達してをり、一千八百四十八年には既に農民労働黨の大會を開いて居るが、此の年に政府は産業組合の獎勵金を出して居る。考へ合はすと佛蘭西に於ても産業組合の出來る前に既に、完全な農民労働者の團體があつたのである。又丁抹に於ても亦ユトランドのバター販賣組合の出來たのは一千八百八十二年で社會主義労働黨の出來たのはずつと一千八百七十七年である。其他露國に於ても伊太利に於ても、産

業組合の出来得る基礎工事は既に出来上つて居つたので、大衆たる庶民階級は之れを要求し自然に出来得べくして下より上に發達してゐるわけである。

然るに日本の産業組合は其移入が其の外形を見て、基礎的紐帶や基礎的組合のないところへ上より下に向つて強制的に發達せしめやうとしたのである。其所に日本の産業組合の發達せざる諸原因が伏在するのである。

斯くの如く、日本産業組合の移入者の無計畫は單に産業組合の外形のみを移入して其の組合の眞の精神を移入せず、又組合員の自發的意志より出でたものに非ずして政府の強制により出でたる事と、産業組合の創設に關する基礎工事は近代の産業組合のギルドの意識未だ完全に發達せざる以前に單に産業組合を輸入模倣したる事等は眞の組合の精神的結合を皆無ならしめて居るのである。而して日本の信用組合が農村に於て比較的發達し、都會地に於ては不成功に終つて居るのは蓋し此の原則に支配されて居る結果であらう。

日本には對人信用保證の制度が無い。然らば、庶民金融は對人信用で絶對無擔保が原則であるからドン／＼無擔保で貸付く可きであると云つて、無制限に無擔保で貸付けていゝかと云へば決してさうではない。いくら庶民金融だと云つても其れが社會事業や慈善事業とは異なる以上、支拂能力の無い中層以下の人々に無制限に貸付ければ恐らく其損失も無制限で決して立ち行くものではない。之れが社會事業や慈善事業であれば立ち行く道もあると思はれるが、金融事業として得をし、利益を上げて行かないまでも損をしないで獨立經營する可きである。さうでないといふと庶民金融機關とし

ての永續性がないと思ふ。慈善事業や社會事業と獨立した金融事業とは截然區別すべきであらう。斯くの如く庶民金融の仕事が一個獨立して自立自存す可きものである以上、無制限に無擔保の貸付をなす事は出来ないのである。

然るにも拘はらず現時日本に於ては前にも述べた様に宗教的信用保持の制度、血族の共同連帶の債權保證の制度、産業團體又は自治團體、クラブト・ギルド、座等に依る信用確保の制度、地域的團體による保證の制度等の諸種の制度は利用する事は出来ない。何となれば即ち明治維新以後に於ける急激なる日本の産業革命は、悉く之等の諸制度を破壊粉砕して其の機關と制度とを實際に於けることを許されない。然かも新組織未だならず階級意識に依る産業組合團體、農民組合、小作組合、職業組合は、法律上一つとして完全なもの、成立を認めて居ないのである。

一部の論者は云ふかも知れぬ、日本にも組合等がある。即ち重要物産同業組合、輸出組合、水産組合、漁業組合、帝國農會、任意農事組合等があると、成程數へ来れば日本にも組合と名の付く法律も澤山あるが之が果して組合の組合たる組織を有するものであらうか。何れを見ても上は大農、大地主、大工業家、大資本主から下は、水吞百姓、職人、漁師に至るまでを包んで居つて之等の上部に在る一部の人々——即ち大農、大地主、大工業家、大資本家が之を利用するのに結構の制度として出来てゐるが、決して之等組合員全部が要求してゐるところのものを與へられる様な制度としては出来てゐないのである。之等の役員は何々同業組合の役員として自己の地位を利用して販路の擴張も出来るし、又金融の路も開け自分が大資本に依つてやつて居るから生産費の統一、製品の統一、價

格の協定、操業の短縮其他の要求協定に應ぜらるゝ事も出来るが、中以下の組合員には之等が果して、何の効果を齎すものであるか、然かも之等の組合は元來組合員の利益増進即ち眞の組合精神の發揮を目的とする組合であるから、製品の統一、價格の協定等には充分の力を入れるが、組合員の金融共同購入販賣等に關しては何等の働きも爲して居ないのである。此の故に從來産業組合内の信用組合では三億近い遊資が消化しきれないで寝たままであるが、各組合内でも漁業組合でも、工業組合でも、水産組合でも、輸出組合、帝國農會等でも資金難で困り切つて居る現状である。故に私が從來から考へてゐたことは、日本政府では何故之等の法律を改正して重要物産同業組合、工業組合、輸出組合、水産組合、漁業組合、畜産組合、帝國農會でも之等の組合に産業組合法を適用出来るやうにして組合員の金融を計らないのであらうかといふことである。現に之等の不統一の爲めに各種の組合員は別に金融機關の設立をやる傾向を示して居るのである。京都の西陣同業組合では西陣信用組合といふ組合專屬の金融機關を持ち、長野縣の縣農會では現存の日本の産業組合が農民の金融機關として何等役立たない事を指摘し、自分等で縣農會主催となつて「無盡」を作つて居るではないか。又漁業組合に於ても此の缺陷を補ふ爲めに農林省に於ては本年度から漁業組合の新事業として組合の金融、共同購入販賣等を初める事になつたとの事である。然るに最近法律が改正され之等の一部の漁業組合、工業組合、輸出組合等にも組合金融といふことが許さるゝこととなり、又都會に於ては商業組合法が新たに制定され、農村に於ては負債整理組合法、農業動産抵當法等が新たに制定され新らしき組合法案に依れる金融が爲されるやうになつたことは何にし

ても喜ばしい事である。

#### 新らしき信用保證の制度

然らば現時日本に於ては、此中層以下の階級に對する貸付金の債權保全の制度は絶無であつて、之れが貸付が不可能であるかと云へば、決してさうではない。或る銀行が二十人位の小規模の組合を作り之れに共同責任に於て資金を貸與せんと計劃し、又或る無盡會社が給付金を貸付ける場合に互に信用を知り合つた問屋と、小賣商又は下請職相互間に保證を爲さしめて居る方法があり、又最近の商業組合、工業組合等の金融の創設等があるのである。之等組合員相互はお互ひに信用制度も知れ又互に經濟上に職業上に相關々係に在るから、此の貸付金に對する信用破壊は自分の經濟的活動即ち職業上にも關係を及ぼすので、大抵の場合其信用を破壊する事なくして債權の確保が出来得るといつてゐる。之等三つの事實より考へると中層以下の金融に關して對人信用の貸付金に對する債權確保の方法は、中世の同業組合クラフト・ギルド、座、仲間等の金融制度に立ち歸つた觀があるやうに思はれるのである。

#### 危険負擔の分擔方法

次は之等の貸付に對する危険負擔の問題である。これは昔には例へば人質とか奴隸とか下男奉公とかによつてその貸付の信用擔保とした時代もあつた。然し現在では如何なる方法があるのかと云へば、第一は貸付金の利用者だけに負擔させる方法、例へば高利貸である。これは金を借りた人間に對して高い金利を課して、外の人の不拂の損失の場合もこれに負擔させてゐる。第二の方法は組



合員全部に負擔させる方法、即ち借入金利用者及び借入金を利用しない預金者にも全部公平に負擔させる方法であつて例へば信用組合、又は純粹の相互的な頼母子講等組合金融の場合は大抵組合員全體の負擔に課せられてゐる。大體危険の率を豫測しておいて、それから金利を測定して全體にかけてゆくものである。それでも尙ほ又之れ以上に損失があれば、又それ以上に組合員全部に公平に負擔させるのである。第三は組合員全部即ち借入金利用者及びそれを利用しない人に不公平に負擔させる方法で、營利無盡會社なんかは此の方法によつて居るものである。第四の方法は他の機關への轉換である。これは信用保險、信用保證といふものを別の經營主體が行つてこれが危険を負擔經營して危険の負擔は外の會社なり、又は保險會社なりに轉嫁させる方法である。然しこれは、危険の負擔率の算定、保險料の算定といふものが困難な問題のため、考へとしては出きるが實行としては六ヶ敷しい問題であらう。第五の方法は國家的の損失補償、即ち國家的公共的の損失補償である。以上の五つが危険負擔の方法である。又、この問題を信用保證制度の方面から次の種類に分ける事ができる。第一は『對人信用』第二は『對物信用』である。しかし庶民金融の場合は普通信用力の薄弱な人に貸すのであるから對人信用にも種々の方法を用ひてゐる。第一に『無條件對人信用』は何等の條件もなしに信用を與へる場合であり、第二に『條件附對人信用』は、貸付條件として會社で一定の條件の下にその規程を定めておくか、又は一定の條件、例へば一定期間掛金をかけるとかいふ一定の條件を完了したものに貸付けるといふ方法である。第三に『保證人制度』は二人以上の保證人とか、三人以上の保證人とかを要求する方法である。第四に『團體保證』即ち『集團

保證』は信用組合とか商業組合とか工業組合とかの團體保證によつて政府又は他の團體から資金を借り入れる事である。第五に『相互保證』の方法は、佛蘭西の相互保證組合 (Societe de Contion Mutuelle) 等をやつてゐるもの。第六に『信用保險』(Credit Insurance) の保險の方法であるが、この保險は雇人についての信用保險はやつてゐるが、貸付金に對して即ち借受人に對する信用保險は各國の保險會社に依つて實行されてゐないやうである。名前だけで實現されないやうである。そして又對物信用の場合には動産擔保、不動産擔保の二つの場合があるのである。然らば現在組織の下で、即ち現在の庶民金融機關でこの危険負擔、即ち貸倒れを少くする方法として如何なる方法が用ひられてゐるか。第一は『取引嚴選』とでも名づくべきものであつて、これは庶民金融が慈善的の事業でない限り止むを得ない事であつて、たとへ慈善的のものにしても申込人が一定の條件に添はない者までにも無制限に受附けるわけには行かない。しかし貸付の場合のみであつて、貯金の場合には、無盡會社、貯蓄銀行、信用組合等の營利金融機關でも選ばない。これを専門家は貸付嚴選と云ふ。この場合普通に用ひられる方法は、細民金融等の小額金融の場合には、家主のところに行つて家賃の拂ひ具合を調べたり借入申込の場合家賃の通帳の提示を求めたり、又は近所の米屋や酒屋等の支拂の模様をきいたり、勤務先でその収入を調べたりして調査する。又、金貸、無盡會社、信用組合等の場合は例の通信社で發行する不渡手形、執達吏に從來及現在の取引銀行名、負債の有無等を詳細に報告して貰つて之を参考としたり、又與信所の信用調査報告によつたり、又信用組合や商工組合では自分の所の組合内で一つの信用調査貸付決定委員會といふやうなも

のを作つて、この機關によつて決するところもあるやうである。

然しこれでも完全ではないのであつて、一番良い事は經營者自身が充分個人々々について委しく調査したりする事である。然し之とても使用人である調査員と借主とが結託し、又は借り主の方で虚偽の報告をしたり、多額の調査費がかゝつたりするが、これより完全な方法と制度はないやうである。この貸付機關の外に第三者である保證會社とか、又は信用保險とかいふものがあればいゝのであるが、これとても金融機關に關しては佛蘭西の相互保證組合があるのみで、他には實行されてゐない。唯、外國のモーリス金融會社や日本の一二の金貸會社や信用組合で、金の借り入れと同時に、借り入れた金額と同額の生命保險を保險會社と契約して、これを借入金金の擔保とする方法をやつてゐるやうである。然しこれは借入金金の金利の外にその保險料だけ借り入れの負擔をます譯で、かなり良い利率につく。そしてこれを利用してゐるのも極めて少いのはこの理由からであらう。フランスの相互保證組合は、加入の組合員が他の金融機關から資金を借り入れる場合、その組合員などに對して裏書保證をする組合であつて、この組合自體からは資金を貸さぬところの相互的な一種の保證組合のやうなものである。又、米國のモーリス金融會社では小賣商人が月賦で消費者に品物を賣つた場合、小賣商人はその消費者から各月支拂の手形を發行してもらつて、小賣商人はその手形をモーリス金融會社へ持つてゆき、割引して資金の融通を受ける事ができるやうになつてゐる。これは日本の小賣金融の場合に於てもできるやうに思ふ。日本に於いては實行に多少の困難があるかも知れぬが、もしこれが行はれるならば非常に便利だと思ふ。このモーリス金融會社の場合の

やうに品物の取引の場合は、現に品物があるから擔保ともなり、この種の割引もできるが、これが品物でなく現金の場合は、現金は直ちに使つてしまつて擔保とはならぬからこの種の割引保證などはできぬと思ふ。そこで現金貸付の場合はこの保證がかなり困難になると思ふのである。

信用調査法の型式  
以上のやうな方法によつて、各種の庶民金融機關は何れも其の債權の確保をして居るが、今其の型式の一つとして米國の第一州立銀行の信用調査法と臺灣の某信用組合の信用調査法の型式を左に示すこととする。

米國第一州立銀行の信用調査表

第一州立銀行

カンサス州カンサス市 電話アルセンチン〇七二五番 メトロポリタン街二、三〇一  
今般貴銀行ニ……弗ノ借入ヲ申込ミ候ガ此ノ借入金ニ對シテ拙者及ビ友人二名連帶保證ノ手形ヲ振出シ可申候

住 所……………

電話……年齢……結婚……扶養者數……

現在住所に住居ノ年月……以前ノ住所……

此ノ借金ヲ貴下ハ何ニ充當サル、ヤ……………

以前ニ借金サレシ時ハ何人ヨリ……………  
 雇主住所姓名……………  
 營業電話番號…………… 勤務何ヶ年何ヶ月……………  
 貴下ノ職務上ノ地位……………  
 貴下ハ何人ノ下ニテ勤務セラル、ヤ……………  
 貴下ノ職務ハ永続的ナリヤ臨時的ナリヤ……………  
 雜收入アラバ其出所……………  
 貴下ノ給料……………  
 貴下ノ妻が就職シ居ラル、ナラバ其職名及ビ場所……………  
 貴下ガ銀行勘定ヲ有セラル、ナラバ…………… 其場所……………  
 貴下ガ誰ニ家賃或ハ家屋支拂金ヲ支拂ハルルヤ……………  
 右家主或ハ家屋支拂金受領者ノ電話番號……………  
 貴下所有ノ土地家屋及ビ其所在地……………  
 右ハ貴下名義ナリヤ…………… 一番抵當額…………… 二番抵當額……………  
 貴下ガ手形ヲ振出シ居ラバ何レノ銀行ニ……………  
 貴下ノ最近親戚ノ住所姓名……………  
 貴下ガ支拂済及未済負債、支拂勘定、振出手形……………  
 右ノ通り相違無之信用ヲ專一トシタルコトヲ茲ニ證明仕候……………  
 署名……………

信用組合の對人信用の調査法

第一節 準備調査

組合の帳簿、官公署の公簿（戸籍簿、土地家屋臺帳、納税臺帳の類）又は第三者に就き、間接に調査し、對人信用に依り、如何なる程度に貸付を認むべきヤの概要を見るを以て主眼とす。此の方法に依り調査すべき重なる事項左の如し。

- (イ) 加入の年月日、出資貯金の總額及拂込の良否、舊債償還の成績、現借の有無及金額等。
- (ロ) 公租、公課、地料、家賃等納税の状況。
- (ハ) 第三者より見たる人格、能力、健康、資産及び社會的信用、家庭の事情等。
- (ニ) 銀行取引の有無、及其取引の繁閑、並びに過去に於ける事故の有無。
- (ホ) 買掛代金支拂の良否。
- (ヘ) 自己所有の動産、不動産に對して、抵當權、質權設定の有否。

第二節 實地調査

本調査は準備調査により得たる資料を基礎として、實地に就きて其の真相を把握するを以て目的とす此の目的の爲め、調査を遂ぐべき事項左の如し。

一、人格

調査事項中、最も重要な點は、利用者本人の人格なり若し信用組合にして此の人格を輕視して物的擔保貸付に偏するあらんか、組合も亦營利本位の銀行會社と何等差異なきに至らん。然れば調査員たるもの常に組合の本旨に鑑み人物考査に徹底せざるべからず。然りと雖も、人格の良否を考査鑑別するは、頗る至難の業にして且つ誤り易きを保し難し、須く慎重なる態度を以て熱誠その調査に當るを要す。

- (イ) 組合精神、相互主義、を理解せるや否や。
- (ロ) 自己の力を量らず遣り過ぎ進み過ぐる傾向なきや。

- (ハ) 確實性に乏しく、物事を過大に吹聴する癖なきや。
- (ニ) 憂色を帯び、意気の銷沈せるところなきか。
- (ホ) 嗜好、性癖。

(イ) 調査員の間に對して、飾るところなく、自己眞實を披瀝せりや否や。  
二、能力と健康

事業の成否は、人格に次いで事業經營能力の有無、身體の強弱に因つて決せらる。假令人格の優者たりとも能力に乏しく、健康の勝れざる所ありて、業績不振に落ち入らば、所謂無袖は振れぬやうに借りたる資も償還不能に終ること往々にして見る所なり。然れども其能力健康の如きは一、二回の接觸會談のみにて判斷を下すは頗る危険なり、寧ろ、利害關係なき第三者の公平なる世評に傾聽するを賢明なりとす。

三、營業及資産の狀態

こゝに利用を受けんとする資金は其營業に投資せらるゝものなれば豫期の如く、有效に運用せられて、其の營業の擴張發展を招來すべき見込充分なりや否や、左の諸點に就きて觀察を下し、調査を遂ぐるを要す又其所有不動産の如きは萬一の場合の後備軍なれば、たとひ抵當權を設立する事無くとも、仔細に調査し其の全部を知悉し置くの必要あり。

- (イ) 直觀的第一印象。
- (ロ) 店舗或は住宅の外觀及廣狹(間口、奥行等)。
- (ハ) 商品の數量及其評價額。
- (ニ) 商品の分類及整頓方。
- (ホ) 座賣専門か官廳會社等の納入をも兼ねたるか。
- (ヘ) 電話及振替口座の有無。
- (ト) 客足の繁閑並に其接待振り。

- (チ) 從業者の舉止動作。
- 右(イ)より(チ)迄は調査員自ら店頭に立ちて調査する事項なり。
- (リ) 從業者の員數、内主人始め家庭にて從業せるもの幾人然らざるもの幾人。
- (ヌ) 營業の繼續年數。
- (ル) 賣上年額及利廻率。
- (ヲ) 賣掛金廻收の良否。
- (ヅ) 商品原料仕入先(供給者)賣込み先(需要者)。
- (カ) 公租公課及借地料、借家賃等の支出額(準備調査と一致せりや否や注意)。
- (ヨ) 取引銀行、銀行預金及積立貯金、無盡會社等の月掛金の總額。
- (タ) 動産不動産及有價證券類の有無、貸地貸家料等の收入總額。
- (レ) 前項各種の財産に對して抵當權、及質權設定の存否、右(ヌ)より(レ)迄は利用者本人に就きて調査する事項。

四、家庭の狀況

家庭の圓滿は、活動力の源泉にして一家の不和家族の乖離は、其の活動を鈍らし、能率を低めて、遂に營業は次第に不振に陥り、組合より借入れたる生産資金も遂に經濟資金に振り向けらるゝこと無しとせず、調査の眼光内面に透徹するを要す。

- (イ) 一家協調業務に精進せりや。
- (ロ) 家族の總員數。
- (ハ) 教養中に屬する兒女の總數。
- (ニ) 扶養中に屬する老衰者の有無。
- (ホ) 病者虛弱者の存否。

五、資金の用途

比較的得易き資金は、往々にして不用意に不知々々費消せらるゝ傾きあり。然れば、緊切ならざる用途に對しては、適當に減額し、或は融通を認めざるを寧ろ本人の利益なりとす。時には利用者の甘言に乗せられて、忌むべき恐るべき投機の資金、遊蕩費さへ融通すること無しとせず、警戒の要あり。

- (イ) 申込の金額は、利用者の程度相當なりや、又償還の能力充分なりや否や。
- (ロ) 産業資金か、經濟資金か、高利借替か、轉貸か否か。
- (ハ) 産業資金とせば、仕入金か、運轉資金か、店舗の増改築費か、販路擴張費か否か。

六、償還の方法

償還の方法の確かならざるものは、貸付の當初に於て、其方法を講ぜしむるを要す。唯漫然と手形を書き證書を作るが如きは、自ら墓穴を掘るものなれば、調査に際しても、貸付に當たりても、深く警告を與へ、此の借入資金の運用より生ずる収益を基調として採算を試み、的確なる償還の道を立てしむべし。

其の方法としては、月賦償還法最も勝れり、割賦償還法、均等償還法、信用積立貯金に依る償還法、等之に次ぐ。其満期一時拂の如きは中小生産者たる組合員には、不自然にして困難の所なしとせず。然れば満期に至り、返済に充つべき償金の的確なる豫定あるものに非ざる限りは、可及的融通を認めざるを安全なりとす。有擔保の場合亦同じ。

## 第十章 庶民金融の金利

### 庶民金融の金利の高い理由

庶民金融の金利に關して特に知識をもたぬ人が時々、『質屋の金利は高い』とか、或ひは『貯蓄銀行の金利は高い』とか、『無盡會社の金利は高い』等々の言を口にすることを聞くがこれは一を知つて二を知らぬ人の言ではあるまいか。何となれば庶民金融の金利は大口金融の金利と異り、前者は金の小賣であるに對して後者は金の卸賣であるため、小賣の庶民金融の金利の高いのは當然である。例へば我々が電燈會社から電燈を小口で買ふ時には一キロ十四五錢もするが、或る工業會社が大口に電力を買入れる時は、一キロ僅かに四錢か五錢、安ければ三錢位で買へるのである。これは單に電力の場合のみでなく庶民金融の場合でも仕方がないのである。そして小口の金融の金利の中には純金利の外に保○險○料○即○ち○危○險○負○擔○、手○數○料○、營○業○費○等○が○入○つ○て○る○の○で○公○債○等○の○金○利○の○純○金○利○に○近○かいもの等とは言葉は同じであるが全然その内容性質が異なるのである。

次に手数料の方から云つても小口金融と大口金融とでは金額が異なつても同じ手数料がかかる。つまり小さい金額でも傳票も書かなければならぬし、記帳もしなければならぬし、電燈も使はなければならぬし、使用人を使はねばならぬ。この營業上の手数は小口の十圓の金融でも何十萬圓の金融でも同様にかゝつてくる。従つて營業費の『バー』が非常に高くなつてくるし、純金利以外の諸懸

かりが高い負擔となつてくるのである。故に國家が借りる危険負擔の少しもない保険料を含まないところの公債等の金利の純金利に近い四分か四分五厘の金利等や、又大口金融の五分か六分の金利とは全然異ふのである。之と異り庶民金融の金利のなかには純金利も含んでおれば又一口當りの高い營業費も含んでゐるし、又貸倒れ等の危険負擔の保険料も含んでゐる。又質屋の金利のなかにはこれらの倉敷料、鑑定料、質流損の負擔等も含んでゐるのであるから庶民金融の場合は金利でなく手数料とよぶのが本當である。即ちこの金利といふ言葉はかなり曖昧である。何故なら金利の内容は大口金融と庶民金融と一緒にする事はできないのである。故に大口金融の金利と較べて庶民金融の金利が高いといふのは非常な間違ひであり、大いに研究して何故に小口金融の金利は高いかといふ事を知らなければ一概に庶民金融の金利が大口金融に比べて高いといふ事はできない。つまり庶民金融の金利の特異性といふ事はつきりしてみなければならぬのである。

現に獨逸あたりでも一九二〇年七月七日改正のプロイセン質屋法に於いて、その營業法第三十八條第一項に於いて『利子』Zinsen と云は、『報償』Vergütungen とよび、又米國の質屋業法に於ける小口貸付法 Small Loan Act に於ても『利子』interest と云は、『負擔』Charge といふ言葉を用ひてゐるのである。之等によつて中商工金融に於ける利子といふものゝ内容の構成要素が分ると思ふ。

#### 庶民金融の金利の特殊性

民衆への資金の供給——即ち『金貸し』は自由競争のある一種の社會公共事業である。其の事業

は電気、瓦斯、水道、鐵道等の事業と何等變りはない。唯前者は獨占事業、許可事業でなく自由競争を許してゐるのに反し、後者は公共的事业にして然も獨占事業であると云ふ點に於てのみ異なつてゐるのである。

然るに電気、瓦斯、水道は二ヶ月も其料金を滞納すれば、直ちに日常生活に欠くべからざる燈火、熱、水の供給を遮斷し、又鐵道會社に於ても、或る急病人が其の郷里へ歸れば安住の地を得ると云ふ場合にも決して一錢の割引もしないのである。然も何人も之等の會社を罪惡視しない。然るに此の『金貸し』の場合は、債權者が其の自己の債權を實行せんとすれば、何人もが其の債權者を必ず罪惡視するのであるが、之れは果して何の故であるか。

又近來〇〇貯金保護會などと云ふものが『某貯蓄銀行の定期積金契約の貸出金は年二割七歩になるから非常に高利である』などと云へば世上何人もそれを高利の如く考へて少しも怪まない。が然し更に一步を退いて之をよく考へて見ると、大會社、大銀行の借金や貸金の金利と、此庶民金融の場合の金利とは同じ金利と云ふ文字を用ひても、其の内容には非常な相違がある。即ち

一、大額金融の場合の金利は其貸倒れリスクも尠なく、手数料もかゝらず、従つて營業費もかゝらず取扱ふ金額も多額であるから純金利に近い安い金利でもいゝのである。

一、然るに之に反して、庶民金融の場合は其の貸倒れリスクも多く、集金、勸誘等其の他入札、倉敷料、公正料に割合多數の費用を要し、且つ取扱の金額も少ないから、高い金利でなければ引合はないのである。

一、即ち大額金融は資金の卸賣りであるが、庶民金融は資金の小賣りである。

一、又大額金融の場合は、供給される資金が多くして需要者が尠ないのである。總ての經濟現象が需要供給の原則に支配されるゝとすれば、供給尠なくして需要の多い此の庶民金融の場合は、供給多くして需要の少ない大額金融の場合より其賣値（即ち金利）の高くなるのは蓋し當然である。

一、又従つて前の理由により、大額金融の場合は資金のコスト安く、庶民金融の場合はコストが高く従つて金利も高金利となるのである。

以上の見地に立つてみると庶民金融の場合の金利二割、三割は決して高金利とは云へないのである。而して此のことは英國に於けるマネー・レンダー・アクト（金貸法）が年利四割八分、米國に於けるスモール・ローン・アクト（小口貸付法）が年利四割二歩の高利を認めて居る事に於ても知る事が出来るのである。

勿論庶民階級の人々に對しては、上流階級の人々に對してよりも尙一層金利の安いことは望ましい事ではあるが、庶民金融機關が營利事業である限り、以上の經濟原則に背いて無制限に損失してまでも金利を安くする事は到底望めない事である。此の缺陷は、國家的救濟事業によるか慈善團體の慈善事業によるか、又はこれに類似のその他の機關の助力に俟つより外仕方のないものである。世人稍もすれば、此の營利を目的とする庶民金融事業を慈善事業乃至は社會事業と混同してゐるのである。

更に最近、『地方銀行の預金を信用組合が吸収して困る。』といふ問題が起つたのであるがこれは必然的に、その信用力の相違の點から小さい相互的の金融機關よりも銀行の金利の方が當然安くならなければならぬのである。即ち信用組合は銀行に比べるとその財産も尠なく企業型態も小さい。従つて信用力といふものが銀行にくらべて甚だ少いため、信用組合の預金の金利は必然的に銀行よりも高い金利で扱はなければ預金は集まらない。だから信用組合の高い金利を營利主義の銀行が非難しても致し方のない事である。信用組合が現在より發展しない限り、又は預金を高利で預らない限り、少くとも信用組合には集まらないといふ事實は、現在の資本主義下に於いては、甚だ矛盾してゐるやうに感ぜらるゝが、實際に於いては信用組合の方の金利を幾らか銀行より高くしなければならず、又信用組合の貸付資金は一般の預金を集めた資金ばかりでなく、組合員の拂込金、即ち自己資金若くは政府からの低利資金でなければ安く貸せず、且つその預つた預金で貸付けるのでは必然に高利になるのは當然である。

#### 庶民金融の金利徴收制度の種類

次に庶民金融機關の金利の定め方であるが、この金利の徴收制度には大體六つの方法がある。第一は『手数料制』といひ我國の小切手の制度であるが、この方法は一口當り頭割りの費用できめる。澤山の金を借りる人にはよいが少しづつ借りる人にはつらいのである。第二の『階級制』とは千圓の時二分五厘、五百圓の時三分、百圓なら三分五厘といふやうにする制度だが、これは千圓、五百圓、百圓とかを借りた人が不平均に返して夫々百圓だけ残した時、この百圓に對して違つた金利

を課す事になるのである。そこでこの方法もあまり良い方法ではない。第三の『遞減制』とは瓦斯や電氣の料金徴収法と同じやうに一定の料金をきめて借入金額が多くなる程金利を安くする制度である。これは非常に手数が複雑であり庶民金融には適しないのであるが、この制度による質屋などは段階を少なくして十圓以下は二分五厘、十圓以上は二分といふやうに簡單にしてゐるやうである。第四の『均一制』とは少し借りる方が有利で多額に金を借りる人が割高で損につく制度、即ち金額の多少により均一した歩合であるので社會政策的によい制度である。『アメリカ』の小口貸付會社等は大體この制度を採用してゐるのである。これは百圓借りても、千圓借りても、三十圓借りてもその歩合は同じである。即ち澤山借りる人の方は利子が割合に高くなるが澤山借りて割高につく金利の餘つたものを、小額の金を借りて引合はない下の方に足してゆくのである。この理由から庶民階級に喜ばれており大體理想的の制度である。第五は『元利合計割賦均等制』といひ貯蓄銀行の定期積立擔保の貸付の金利支拂の事である。最後は第五の變型で『元利合計割賦不均等制』といひ、現在の無盡會社の元利の支拂はこの方法によつてゐるのであるが、この金利計算は素人には判り難く經營者に金利をごまかせる缺點がある。現在の庶民金融の金利の計算方法は大體以上の六つの金利の定め方によつてゐるものである。

#### 庶民金融の金利の原則

法律の規定といふものは、如何にしても經濟原則を變更する事は出来ないものであつて貨幣が商品である以上、利率なるものは少なくとも其の一部だけでも需要供給の原則に依り決定せらるべき

である。故に丁度中世紀時代の高利禁止法が實行せられ難かつたと同じやうに、近世の金利制限法といふものも法の施行に種々の困難を感じてゐるものであつて、就中消費者貸金、即ち消費の目的の貸金に於ては特に最も困難を感じてゐるのである。これ等の金の借主は多くは無智であつて常に火急の借金を必要としてゐるので、貸主のどんな條件にでも進んで應ずるのである。

そして又次に列挙するやうな理由に依つて、小額貸金に對する利息は、多額貸金に對する場合より常に高率であるべき筈である。

(一) 比較的危険率が高い事。普通商業銀行で取扱はない信用貸である事、貸付期間が商業銀行の普通の場合より長期であること。

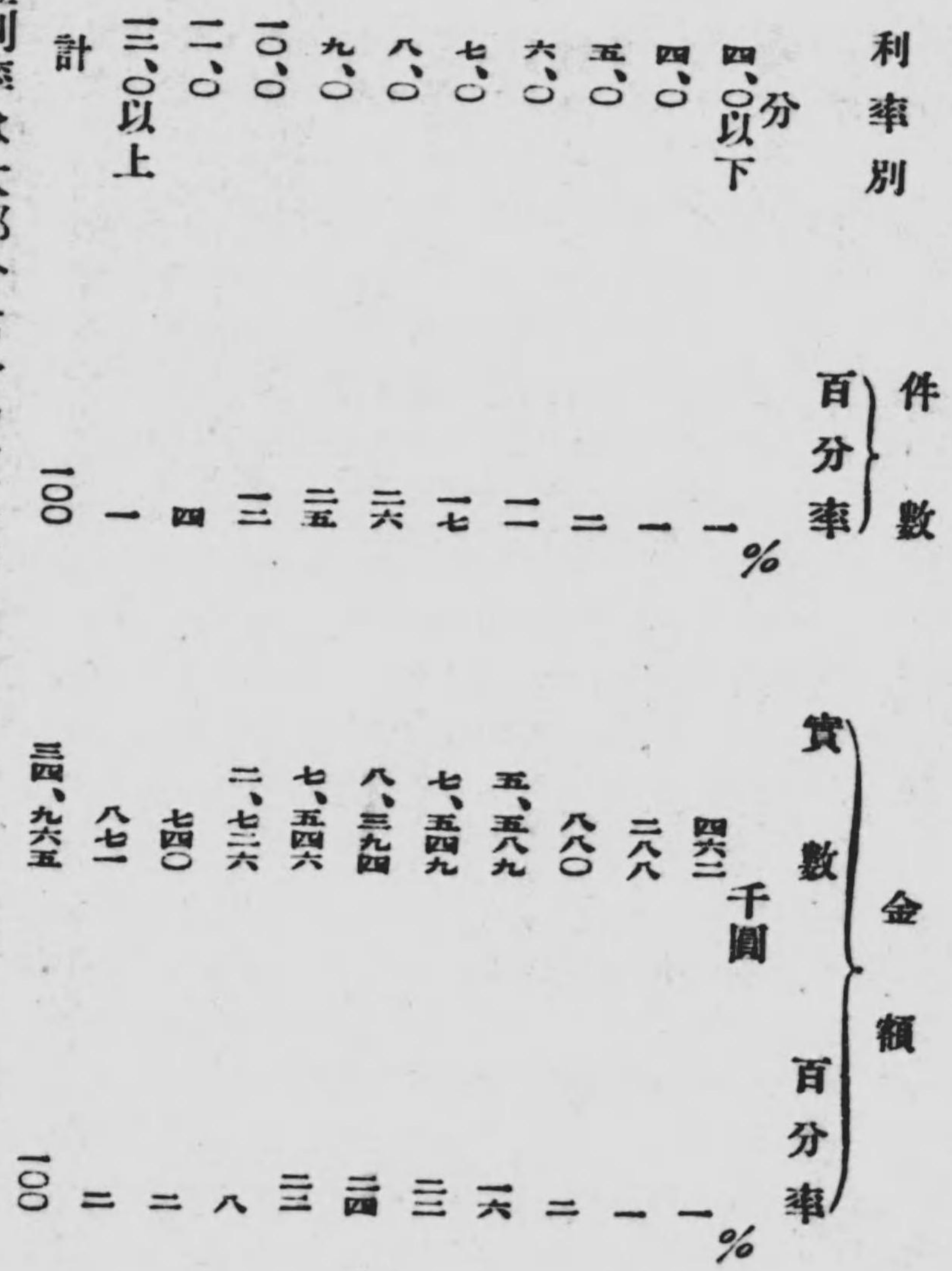
(二) 營業費に多くを要する事。貸付金額が少なく定期又は賦割拂ひで集金しなければならぬ事。銀行貸付の様に貸主が借主の信用状態を知つて居ないから、信用程度の調査が必要である事。

(三) 期待し得らるゝ利益なるものは他の貸金の場合と趣きを異にして居る事。商業銀行では利息を拂はない、或は拂つても極僅かな利息を附して居る客の預金で貸出をするが、庶民金融の場合では現金資本を貸出して居ること。銀行の約定利息はブローカーとしての純利益でよいが、小口金融業者が要する利息は商人としての純利益から打算した利息であらねばならぬ事。

以上の理由で、若し月並の高利貸規則が勵行された場合には、小口金融業を閉塞して仕舞ひ、投資金は相當の利廻りを見ないから流通しないこととなり、又時に法律が勵行されなかつた場合には、業者は不法行爲に伴ふ餘計の危険と社會から受くる高利貸と云ふ汚名の代償として高い利息を



食ぼる様になり、愈々以つて『債鬼』の名に背かぬ様になるのである。  
信用組合貸付金利率



貸付金利率は大部分七分乃至一割で、なほ組合金融としては可なり高率で、甚だしきは一割以上、一割二分以上といふものが残されて、高預金利子、高貸付利子が互に因となり果となつて農業金融疏通の障碍となつてゐることを示してゐる。  
民營質屋の利子

組合名	一〇〇圓以上	一〇〇圓以下	一〇圓以下	五圓以下	一圓以下
大阪組合聯合會	二、〇	二、〇—二、五	二、五	三、〇	四、〇
横濱市	二、〇—二、五	二、〇—二、五	三、〇	三、〇	三、〇
清水市	二、〇	二、〇	二、五	三、〇	四、〇
金澤市	二、〇	二、〇	二、五	三、〇	四、〇
福島縣若松市	一、五	二、〇	二、五	三、〇	三、〇
高岡市	二、〇	二、五	二、五	三、〇	四、〇
水戸市	一、八	一、八	二、五	三、〇	四、〇
宇都宮市	二、〇	二、五	二、五	三、〇	四、〇
大津市	任意	任意	二、五	三、〇	四、〇
豊橋市	任意	任意	二、五	三、〇	四、〇
一宮市	二、〇	二、五	二、五	三、〇	四、〇
松江市	任意	任意	二、五	三、〇	四、〇
青森市	一、七—二、〇	二、五	二、五	三、〇	四、〇

質屋の利子は大體に於て、現行質屋取締法に依つて規定してある金二十五錢以下一ヶ月一錢、金一圓以下四錢金五圓以下三錢、金十圓以下二錢五厘の率を實行してゐる。但し十圓以上の貸付に關しては種々の批評、議論の存する所であつて、實際に於ては左表に示すが如く必ずしも一定せず、地方の狀勢、質屋の慣習、貸付金額、質物の種類、資金の多寡等によつて多少の相違はある。

米澤市	一、五	一、五—二、〇	二、五	二、五—三、〇	三、〇
佐世保市	二、〇以上	二、五	二、五	三、〇	三、〇
熊本市	任意	二、〇	二、五	三、〇	三、〇
今治市	一、二	一、五	二、五	三、〇	三、〇
小樽市	二、五	二、五	二、五	三、〇	無利子

以上によつて見るも、貸付金十圓以上のものに於ては大體該組合の内規によつて、或は任意とするもの、或は一定の率に於て組合員相互が協定して利率を定めるもの等があるが、十圓以内の貸付利率は殆んど同様に規定以内にある事は云ふ迄もない。

十圓以上のものにあつては、今治市の一步二厘、米澤市の一步三厘を最低とした、他は凡そ二歩乃至二歩五厘である事は實際が示す所である。

無盡會社の金利

日本に於ける現行の『無盡業法』では單に入札に際して給付金の七掛以上、又無盡會社の利益收得に關して入札差金の收得を加へての一割五歩以下と云ふ規定のみにて、金利に關しては何等の規定なく従つて加入者の金利計算が不可能なのである。即ち無盡の金利計算は各種の條件を考慮の中に入れなければ出來ないのである。だから一般加入者の如きものには計算出來やう筈もないし、又無盡數學の専門家を以てしても計算が六ヶ敷しいのである。

然るに庶民金融の加入者と其の機關との關係には金利の關係以外にはないのである。即ち自分が

其の機關に預けた金が幾程の金利につくかと云ふ事の以外に加入者と金融機關との關係はないのである。然るに無盡では此の關係が判る事が困難である。即ち之れは高利取締法の『加入者の無智又は淺慮、貧困に乗じて不當な高利の契約』をした事になる。然るに現行無盡業法では之を許してゐるのである。云々(拙著『金融の魔術』三、四頁)

營業無盡は斯くの如く様式が複雑なる上に、加入者の給付(貸付)を受くる場合が又各態各様である。それに、投資的な基礎の上に偶然的な要素が含まれてゐるので、正味借入金に對する實際の利廻計算は一般加入者の如き素人には勿論、普通の數學知識では計算困難である。

現に無盡計算の専門家による明確な利廻り計算は發表されて居ないやうであるし、會社側に於ても利廻計算を明示して居ないのである。此の事實は無盡の金利計算が如何に至難であるかを示す以外に、眞實に計算すれば無盡の金利は或る場合非常に高率なるものとなるのである。それで無盡會社としては營業政策上之れを發表しないとも考へられるのである。

茲に、表示する無盡の金利計算は、東京式、大阪式の各代表的無盡會社の二様の掛金表に依つて、計理士、商學士柏木春太郎氏に委嘱して、計算をして貰つたものである。其條件其の他は主として會社の營業案内によつたものである。勿論左の計算は或る一二の會社の中の更らに其の會社の掛金表の一種を使つて、大體實際に近い入札額を假想して計算したものであつて、これが決して全國の無盡會社の全部の計算ではないのである。又實際の場合は更らに其の加入の團の加入者の素質によつて計算が變つて來るのであつて、此の計算は唯、一會社の一例に過ぎないが、しかしこれを以

年日	支拂利息	借入金	諸費用	貯蓄利息	受取利息	未済利息	入札差金	入札金額	抽籤金額	借入金	正味掛金	正味掛金	未済掛金	拂込奨励金	分入配額	入札差金	未済掛金	入札抽籤	回数
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	18	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	19	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20	入札

シ圖未滿ハ附セザル計算諸費用内課調査料十圓、公證料一圓五十錢、登記料、五圓、擔保物件保険料八圓  
大阪式B無盡會社金計算表

年日	支拂利息	借入金	諸費用	貯蓄利息	受取利息	未済利息	入札差金	入札金額	抽籤金額	借入金	正味掛金	正味掛金	未済掛金	拂込奨励金	分入配額	入札差金	未済掛金	入札抽籤	回数
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	18	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	19	入札
1911.10.01	0.00	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100,000	100,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20	入札

(備考) 一千圓會無盡、一組九十一口、掛金二十日毎九十一回滿會、一回ノ掛金十二圓、初回ハ入札二回  
目ハ之ヲ抽籤トシ之ヲ交互ニ行フ。受入利子(貯金利子)ハ年三分一厘二毛、日歩八厘五毛五糸トス。但

つて無盡會社の大體の借入れ利廻りを知ることが出来るのである。  
東京式A無盡會社金計算表



する諸費を含む所謂實利子は、年利三割九分九厘の高率となるのである。  
貯蓄銀行定期積金貸付ノ利率計算表

1000圓ノ毎月27圓掛貯金ヲ一ケ年18ヶ月掛ケテ借り入ルモノトス。調査料20圓、月利の厘の毛ヲ毎月ノ掛金27圓ト共ニ18ヶ月ニ償還スルモノトスル。

此貯金ハ、27圓×36=972圓ニ對シテ1000圓受ケトナル故、1000圓-972圓=28圓ノ利子が附ク。コノ利子ハ年利率如何程ニナルカヲ次ノ如クシテ計算ス、之ヲ詳言スレハ第一回ノ掛金ハ27ヶ月、第二回ノ掛金ハ34ヶ月…第35回目ノ掛金ハ1ヶ月間使用シテ生シタ利息ト見ルコトカ出來ル。即チ

$$(35+34+33+\dots+2+1)=\frac{36}{2}\times(35+1)=648\text{月}$$

$$648\text{月}+12\text{月}=54\text{年}$$

$$28\text{圓}+54=51\text{錢}8$$

即チ27圓ニ對シテ一年51.8錢ノ利息ヲ附シタコトニナル。  
サテ貸付ヲ受ケル時迄ニハ

$$27\text{圓}\times 18=486\text{圓}$$

此ノ外ニ毎月27圓ヲ18ヶ月間ノ積立金ノ生ム利息ハ27圓ガ  
 $(17+16+15+\dots+2+1)=162\text{ヶ月}13.5\text{年}$   
 デ生ム利息ニ等シイカラ

51.8錢×13.5=6圓99錢  
 借受人ガ1000圓ヲ借受ケルトキノ預金ノ元利合計ハ

$$486\text{圓}+6.99\text{錢}=492.99\text{錢}$$

此ノ外ニ調査料及ヒ公證料25圓ヲ天引カレルカラ實際ニ借受ケル金額ハ

$$1000\text{圓}-(492\text{圓}99\text{錢}+25\text{圓})=482\text{圓}01\text{錢}$$

今コノ借入金ヲ482圓トシテ計算スル

元金1000圓ニ對スル月利6厘5毛ハ6圓50錢デアルカラ毎月ノ掛金ハ 33圓50錢

コノ掛金ハ十八ヶ月デ 33圓50錢×18=603圓

コノ外ニ此ノ積立金ニ銀行ガ附スル利息ハ前ニ掲ゲタ通り25圓ニ對シテ一ケ年51錢8厘ノ割合デア  
 ヲタカラ

$$33\text{圓}50\text{錢}\times 18=603\text{圓}$$

コノ33圓50錢ヲ一ケ年半積立テルコトハ延ベニシテ

$$(17+16+15+\dots+2+1)\text{月}=162\text{ヶ月}\text{即チ}13\text{ケ年}4\text{半}$$

預ケルコト、同ジデアアルカラ結局借受人ハ

$$603\text{圓}+8\text{圓}64\text{錢}=611\text{圓}64\text{錢}$$

ノ金ヲ償還シタコトニナル、故デ8圓64錢ハ約一ケ年半間ノ積立金ノ生ム利息ヲ表ハス。然シ一方  
 銀行トシテハ前ノ一ケ年半ノ積立金ヨリ享受スベキ利益ヲ享受シ得ナイカラ借受人ハ元金トシテ

1000圓—482圓=518圓  
 支拂フベキデアル。由テ借受人ノ銀行ニ支拂ヘル利息ト見ルベキモノノ總和ハ  
 6圓99錢(前ノ一ケ年半ノ利息)+25圓(手数料公證料)+(61圓64錢—518圓)(利息)  
 =125圓63錢

次ニ482圓ノ金ハ毎月33圓50錢宛償還スルカラ

482圓÷33圓50錢=14ケ月4 約15ケ月

デ償還スルカラコノ借受人カ33圓50錢ヲ延ヘニシテ

(14+13+12+...+2+1)月=112月5

33圓50錢×112.5=3768圓75錢

3768.75圓ヲ一ケ月使用シテ125圓63錢ノ利子ヲ支拂ヘルモノト見ルコトガ出來ル。由テ年利トシテ

(125圓63錢+3768圓75錢)×12=0.3999 年利率3割9分9厘9毛

(A) 個人金貸 高利貸と稱するも政商等と多額な取引を行ふものもあれば、日済し貸と稱され  
 て下層階級に小額の貸付を爲すものもある。其種類は今八濱氏の分類に従ふと次の如くである。  
 (大阪市社会部調査課編纂、日傭労働者問題掲載)

内 容 月縛りは月走りとも云ふ、縛りとは期限のことで一月縛りは一月  
 期限といふことである。尤も一月縛り二月縛りといつても數ヶ月

高利貸		月 掛	
期 限	貸附方法	月 縛	月 崩
利 息	手 数 料	利 息	手 数 料
内 容	期 限	期 限	期 限
内 容	期 限	期 限	期 限

を云ふので例へば三月縛りといつても實際は六〇日期限である。  
 一〇圓乃至五〇圓一割、五〇圓及び一〇〇圓八歩、一〇〇圓乃至  
 三〇〇圓は五歩といふ如く金高により歩合に増減あり。  
 要せず。  
 三月縛り一〇〇圓の貸附あらば先づ三日間の利息を先引して一〇  
 〇圓の證書に對して利息を差引いて残額を貸附け六〇日後に證書  
 通り一〇〇圓を返済させる仕組である。  
 期限になつて返済してよい者には利息を加算して額面を増した證  
 書を作らせるのである。  
 一月縛、二〇日縛、一五日縛等の別あり、一月、二〇日、一五日  
 毎に済崩して行くから一名月掛崩しと云ふ。要するに元利月賦崩  
 しのことである。  
 手数料を取るから利率は比較的安く區々なれど五歩前後であ  
 る。  
 一〇圓乃至三〇圓一割、三〇圓乃至五〇圓八歩、五〇圓乃至一〇  
 〇圓七歩。  
 手数料は最初は最初に先引し利息は元金と共に済崩期に至つて元  
 利を皆済させる仕組である。  
 金高により六〇日八〇日一〇〇日等の別あり稀には筆筒其他のも  
 のを抵當とするものもあるも大概は無抵當の信用貸で二、三名の連  
 帯借人を必要とする。

日掛	
内容	内 容
貨附方法	上名日済しといひ之を外日済しと内日済しの二つに分つことが出来る。外日済しは一〇圓貸して日に三〇錢づゝ四〇日に、内日済しは八圓貸して二〇錢づゝ五〇日に崩すものを云ふ。
期 限	一〇圓未滿は六〇日、一〇圓——一〇〇圓は八〇日。
證券書換	日済しの滞り又は新なる金銭の必要に迫られて期限前に證券の書替をする場合には残額に尙少し許しを補足して再び之を元金に書替へ其際手数料及利息として一割乃至二割を先引する、従つて債務者は二重の利息及手数料を拂はせられる譯である。
滞納料	一〇圓以上日掛が滞れば一圓に對し二〇錢の延滞料を徴收し又は擔保品を請求する。
早掛皆済	期限半以内に皆済した者には利息手数料の半額を割戻し又一日も遅延なき者には一圓につき六錢、遅滞三日以内の者には日歩五厘の賞與金を與へる。
内 容	日歩は彼等の社會に最も普通に行はれるもので元金は期限の済むまで回収せず、毎日利息のみを取立つるものである。
利息及手数料	利息及手数料は一定しないが大體一圓につき一錢の日歩二〇錢の手数料といふのが普通である。そして利息及手数料は之を先引きするものと、無手

- (B) 金貸會社の金利
- (一) 貸付金額 壹百圓 集金手数料 一割
- 返済方法 壹回金壹圓宛 百二十回にて元利共皆済の事(日掛)
- 借入資格 表通りに居住し確實と認めたるもの

其 他 金	
勞 力	日 步
動産擔保	數料にて利息のみを先引きするものと、手数料を先引するものと、無手数料にて利息を先引せざるものとに分れる。
鴉 金	一〇日以上選滞すれば一圓につき二〇錢の手数料を追徴する。之れは毎日利息を取立てるだけで元金の回收をしないから利益は日済しの如く多くないが其代り督促嚴重を極めて時には元金の皆済を求め強制執行をも斷行する。尙日歩は證券の書替自由となつてゐるので、元金に對し三倍四倍甚だしきに至つては一〇倍の利息となる。
賣渡し、再び借用證券を入れて其の動産を借受けその損料として通例二割位を支拂ふものである。	之を鴉が朝啼いて巢を出で夕再び鳴きて時に歸る如く朝貸した金が利息を伴ふて夕方歸るからかく云ふので、この種の貸金は一圓に對して二歩乃至五歩の利息を徴收する。
質入品となる能はざる動産、例へば大道具、建具、疊なぞ假りに債權者に賣渡し、再び借用證券を入れて其の動産を借受けその損料として通例二割位を支拂ふものである。	無形の勞力を擔保として一時の融通をなすことがある。例へば車夫の如きは年末歳暮の収入を書入れて若干の金を借入れその契約期間の収入を全部債主に返済するが如し、然しこの種の貸借は當今甚だ稀である。

保證人二名連帶公正證書にて契約の事

要するに手数料一割を天引正味借入金九拾圓に對して四ヶ月間に利子金參拾圓を支拂ふ契約である。而も毎日元金は遞減するので、利子は年利 $12\%$ 、所謂月一割の高利となるのである。

(一) 貸付金額 壹百圓 集金手数料 五分  
返済方法 壹回金貳圓宛 六十回にて元利共皆済

保證人は二名(内一名は本人の配偶者)連帶にて金壹百貳拾圓の借用證書を製作する。

右契約履行中三十日を経過して借受人に於て更に増額借入を申込みたる場合は更新契約にて金壹百圓を貸付、手数料五分金五圓を天引き、未納金六拾圓を更に差引其の残額金參拾五圓を手渡しするものである。此の半途更新による利率は年利 $15\%$ を超すものであるから、之を繰返す如きは實に莫大の利廻りと見ねばならぬのである。

次に、日掛、月掛貸付のA、B二會社の比較的穩當なる貸付條件に依る、元金壹百圓を借入れ手数料各一割を天引き、日掛は隔日に二圓〇八錢を五十回拂(借入期間百日)月掛は一ヶ月十二圓宛を十ヶ月拂、此の正味手取金に對する各利率は左の計算表の通りである。即ち日掛貸付は年利 $6\%$ 二分、月掛貸付は年利 $8\%$ 四分五厘となるのである。左表の計算は借入金より單に手数料のみを控除して算出したるも、實際に於ては外に調査料等を徴する向もあり、更新手数料の加算等を精密なる計算を以てすれば、小口信用貸金の利率は八割乃至十割近きを通例とすべきである。

A 會社日掛貸金利率計算表

貸付金額100圓、返済方法隔日ニ2圓08錢宛50回拂(貸付期間100日)  
集金手数料 貸付金額ノ一割(天引)

上記ノ貸付條件ニ基キ其利率ヲ算出スレバ

借受人ノ正味手取金ハ

100圓-10圓(集金手数料)=90圓

次ニ90圓ヲ2圓08錢宛掛ケテ償却スルニハ

90圓÷2圓08錢=43.26

約44回トナリ隔日拂ニ付借受人ノ實際使用スル金額ヲ二日ニ直シテ考フレバ

2圓08錢×(2+4+6+...+44)=4,118圓40錢

換言スレバ此ノ借受人ハ4,118圓40錢ヲ2日間使用シタルモノト見做シ得ベシ。之ニ對シテ

104圓(掛金總額)-90圓(正味手取金)=14圓

ノ利息ヲ支拂ヒタル事ニナルヲ以テ日歩ハ

14圓÷4,118圓40錢÷2=0,00169965

之ヲ年利ニ換算スレバ

0,00169965×365=0,62037225

即チ年利六割二分強トナル



B 會社月掛貸金利率計算表

貸付金額100圓、返済方法 毎月末ニ12圓宛10回拂 (貸付期間10ヶ月)  
貸付手数料、貸付金額ノ一割(天引)  
上記ノ貸付條件ニ基キ其利率ヲ算出スレバ  
借受人ノ正味手取金ハ

$$100圓 - 10圓(貸付手数料) = 90圓$$

$$\text{次ニ} 90圓 \text{ヲ} 12圓 \text{宛掛ケテ償却スルニハ}$$

$$90圓 \div 12圓 = 7,5$$

即チ、ヶ月半トナリ借受人ノ實際使用スル金額ヲ一ヶ月ニ直シテ考フレバ

$$12圓 \times (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 7,5) = 426圓$$

換言スレバ此借受人ハ426圓ヲ一ヶ月使用シタルモノト見做シ得ベシ  
之ニ對シテ

$$120圓(掛金總額) - 90圓(正味手数料) = 30圓$$

ノ利息ヲ支拂ヒタル事ニナルヲ以テ月利ハ

$$30圓 \div 426圓 = 0,070422$$

之ヲ年利ニ換算スレバ

$$0,070422 \times 12 = 0,845064$$

即チ年利八割四分五厘強トナル

(C) 電話擔保貸付ノ利率計算表 電話貸付業者の金利は左の通りである。

元金500圓日歩<sup>レ</sup>錢(利子ニヶ月分前拂)  
貸付條件 名義變更料前後2回デ30圓  
手数料6圓

借受人使用金額

$$600圓 - 25圓(20錢) - (一ヶ月ノ利子) + 21圓(名義變更料手数料) = 553圓80錢$$

單利で見テ一ヶ年間デ借受人ガ支拂フタ利子ハ

$$(53圓30錢(一ヶ年ノ日歩) + 36圓(名義變更料)) = 189圓30錢$$

一ヶ月ノ利息12圓60錢ハ三月目ニ前取りサレルトセバ此ノ利子全部ヲ一ヶ月デ使用シ得ル效果ハ

$$12圓60錢 \times (10 + 9 + 8 + 7 + 6 + 5 + 4 + 3 + 2 + 1) = 693圓$$

即チ支拂フ利子ヲ一ヶ月デ使フ效果ハ

$$693圓 \text{ デアツテ}$$

又553圓80錢ヲ一年間デ使用スル效果ハ、一ヶ月ニスレバ

$$553圓80錢 \times 12 = 6,645圓60錢$$

從テ毎月支拂フ利子ノタメニ效果ノ減少スルコト693圓00錢デアアルカラ一ヶ年ヲ平均シテ借受人  
ハ結局次ノ金額シカ使用スルヲ得ズ。

由テ年利ハ

$$(6,645 \text{圓} 60 \text{錢} - 693 \text{圓}) \div 12 = 496 \text{圓} 05 \text{錢}$$

$$189 \text{圓} 30 \text{錢} \div 496 \text{圓} 05 \text{錢} = 0.38 \text{年利} 3 \text{割} 8 \text{分}$$

次に、貸付の便法として電話月賦販賣の形式による貸借をなす場合は、貸主は契約と同時に正式手續を了して買受け、之を月賦にて借主に賣渡しの契約をなすのである。最近電話金融業者は此の形式にて貸付をなすもの多きを見るのである。此の方法による月賦割合を左に掲ぐ。

元金	年別	(十二年期)	(廿四年期)	(三十六年期)
壹百圓	九、六〇	五、四四	四、〇八	
貳百圓	一九、二〇	一〇、八八	八、一七	
參百圓	二八、八一	一六、三一	一二、三五	
四百圓	三六、四二	二一、七五	一六、三三	
五百圓	四八、〇一	二七、一九	二〇、四二	
六百圓	五七、六一	三二、六三	二四、五〇	
七百圓	六七、二二	三八、〇七	二八、五八	
八百圓	七六、八一	四三、五〇	三三、六六	
九百圓	八六、四三	四八、九四	三八、七四	
壹千圓	九六、〇三	五四、三八	四〇、八三	
以上百圓を増す毎に加算	九、六〇	五、四四	四、〇八	

右表の月賦金以外に擔保貸付と同様の、前後二回の名義書換料及手数料を支拂ふ結果は、月賦による元金の遞減等を加算すれば、此の方法は擔保貸付の年利三割八分を超ゆるものである。今左に日本及米國の各種の借入金利を表示してみると左の通りである。

庶民金融機關の金利の比較

信用組合	年利四步——一割二步以上			
民營質屋	月利二步五厘——一割			
無盡會社	年利八步四厘——十二割二步			
貯蓄銀行定期積金	年利三割九步九厘			
高利貸	年利六割二步——十五割			
金貨會社	(A)年利六割二步			
同	(B)年利八割四步			
電話擔保貸金	(C)年利三割八步			
米國の庶民金融機關の利率及び營業費用の比較 (利息は百弗に對するもの)				
機關	貸付一弗に對する營業費用	營業費の指數	利率	利率の指數
信用組合	三、七	100 <sup>0</sup>	11 <sup>0</sup> 0	100 <sup>0</sup>
三十五のマサセツ州及びニューヨーク州の組合	三、七	100 <sup>0</sup>	11 <sup>0</sup> 0	100 <sup>0</sup>
銀行の個人信用貸付課	三、〇	110 <sup>0</sup>	11 <sup>0</sup> 0	100 <sup>0</sup>
成功してゐる或る課	三、〇	110 <sup>0</sup>	11 <sup>0</sup> 0	100 <sup>0</sup>

公益質屋	三、五	九四、五	{三店—三〇〇 一店—四〇〇}	100,000 100,000
ニューヨークの質屋(3)	八、四	三二七、〇	二四、〇	100,000
モーリス銀行				
モーリスプラン銀行(紐育)	九、九	二六七、五	一七、〇	124,000
勤産擔保金融會社				
相互救済組合	二、四	三三三、一	{最低三〇〇 最高六〇〇}	100,000 300,000
家庭金融會社	一七、八	四八一、〇	三〇、〇	250,000
全ニュージャージー會社	二、六	五六六、四	三六、〇	300,000
ニュージャージー會社	二、六	五六六、四	四二、〇	350,000
利率は三分五厘である				
割賦販賣金融會社	八、三	三三四、三	二、五〇(4)	208,000

〔註〕 (1) 第五十九表に於けると同様の庶民金融機關に基く調査

(2) 一ヶ月一分の利率とす

(3) 營業費用を同じであるとするならば他の州に於ても三分五厘で出来るわけである

(4) プラムマー氏のいはゆる平均利率

金利の高い安いは何を標準にして云ふか  
 世上よく、『あの金利は高い』とか『あの金利はやすい』とか云ふが一體何を標準にして云ふかと云へば、それには何にも根據がないのである。しかし金利の高い安いと云ふ事は大體左の條件を考慮に入れて他の機關と比較して考ふ可きであると思ふ。

一、借入金額、借入金額大きければ安くてもよく、借入金額小額なれば金利の外の経費手数料の頭割費用が比較的多額となるから當然金利は高くなること。  
 一、期間、短かければ其の機關の收得金額が少くなるから金利は當然高率にしなければ引合はない。期間長ければ其の收得額が多くなるから安い金利でもいと云ふことになる。  
 一、経費、其の機關が營利的であるか非營利的であるかによつて、資金のコスト其の經營費に等差があるものである。例へば無盡講信用組合や、公設質屋の経費は比較的少額ですむし、又資金のコストも安いから金利は従つて安くてもいゝ、然かし之れも反對に無盡會社、質屋等の場合は資金のコスト、經營費等も比較的高率であるから、金利は當然高くなること。  
 米國の小口貸付法スモールローンシステムの三百弗以下三步五厘と云ふ金利は此等の機關の経費、平均貸付期間、金額、(三百弗以下)を考慮して米國の庶民金融學者が合理的に決定したものである。之れに對照すると日本の無盡會社の借入金五百圓千圓の場合五割、六割等の年利につく場合のあるのは何と云つても高利であると云ふ可きである。  
 借入金利用廻轉率と借入金利  
 又次に庶民金融機關の金利、二割、三割、四割が高いと云ふが之れを借り入れる層にとつては高くないのである。即ち利潤の薄い農民が、かゝる高利の資金を借り入れて農業資金とすることは迎も高利にして收支相償はないのであるが或る種の商人にはかゝる金利も決して高利とはならないのである。今左に之れが参考として商人の資本及商品の廻轉率を示してみやう。

(A) 東京商工會議所議員(森濱三郎氏談)	賣れない店で	一年二回
商品の廻轉率	普通の店	八回
	三越	十六回
	松坂屋	十六回
	百貨店平均	十回
	食料品店	七、八十回——以上二百回
	呉服店、洋品店	五回——六回
	小賣店平均	六回
(B) 東京市の商品廻轉率(東京市商工課臨時商業調査部)	商品の廻轉率	一二回——五回
	卸專業者	五回——八回
	小賣專業者	五回——七回
	卸小賣業者	平均廻轉率
(C) 米國小賣諸商品の平均廻轉率	平均廻轉率	四、五
	洋品	二、三
	藥品	〔註〕八、三
	乾物	二、一

靴	一、九
百貨店並びにチエンスストア	三、五
家具	二、一
寶石	〇、九
自動車タイヤ並びに附屬品	四、五
特殊製品	五、〇
家具店	二、一

(註) ルイズビルの二十六の乾物商は二〇、六の廻轉率を示してゐる。合衆國商業省、分配費研究報告、第八號。

## 第十一章 庶民金融機關の將來

本章で論じてみたいと思ふ事は、『日本の庶民金融機關の將來は何うなるか』と云ふこと、『日本の庶民金融機關を何うすればいゝか』との二つの問題である。此の問題を私は四つの方面から考へたいと思ふ。

即ち品物によつては普通五六回廻轉するのであるから一回一割乃至一割五歩の利潤があるとしても短期間の金融ならば三割四割は決して高利につかないのである。寧ろ高い金利でも必要な時には何時でも貸してくれる金融機關が中小商人には必要なことである場合もあるのである。

- 一、行政的統制の上から
- 二、立法的統制の上から
- 三、庶民金融の改革及新設の上から
- 四、社會的立場から

第一節 行政的統制

そこで私は先づ第一の行政的の統制から論じてみたいと思ふ。而して此の行政上の方針を歴史的に考へてみると歐米諸國に於いては大體次ぎの三時代を經過して來て居るのである。即ち

1 禁止時代 即ち高利金貸機關の政府及社寺、慈善團體經營の慈善的金融機關以外の禁止（慈善機關乃至相互救濟機關時代）

2 自由放任時代（無制限營利時代、營利金融機關時代）

3 統制管理時代（組合主義金融機關擡頭、國家及自治體の干與時代）

而して今や此の第三の時代に入つて居るのである。故に吾人は一般庶民金融機關の統制管理を主張して現在日本の取締當局に左の件々の改善を願ふのである。

A 所管争ひの廢止

市街地信用組合は何れの方面よりみても農村信用組合と全然異つたものである。農村は低利長期の資金を要するのに反し、他は短期高利にても差障ない。農村の産業組合は中間機關の廢除を

主張して居るのに、市街地信用組合の加入者は主として此の中間商人である。然るに農林省は依然として其の營利を大藏省に委任せず、其の半分の管理權を農林省で握つて居るのは何故か。

B 各省取締方針の統一

司法省、内務省（警視廳）、大藏省、農林省、商工省の夫々がそれ／＼の見界でバラ／＼に其の事務を運んで居る。

例へば利息制限法に就いてみると司法省警視廳は大體利息制限法は嚴格に之れを履行させやうとして居るのに、大藏省管理下の銀行の貸出しには之等の制限額以上のものがあり、又貯蓄銀行の定期積金契約の貸付金利は三割九歩九厘となり、無盡會社の貸付金利の中には七割、九割、十三割と云ふ金利もあるのに大藏省は平氣なもので、之等の利息が大眾に判るやうに利息の明示をさせやうともして居ない。

又頼母子講に就いても其の通りで、農林省では高利となるから之れを解消させるか、又は信用組合の中へ合流させやうとして居るが、府縣廳では講令法で取締つて現状のまゝ行かうとして居る。大藏省は又之れは吞氣なもので最近の農林省調査で二十二億もあると云ふ頼母子講に關しては傍觀的態度で何うしやうと云ふ考へもないらしい。

更らに市街地信用組合の金利に關しては、農林省では産業組合運動を一種の宗教運動か何かのやうに考へて金利は低利でなければならぬと云ふのに反して、大藏省はいくら組合運動でも資本主義

の影響を受けない譯には行かぬ、銀行と競争して預金を吸集すれば資金のコストも高くなれば貸付金利も必然に高くなるのが當り前だ、又商工業者は少し金利は高くても貸してくれ、ばい、のであると云ふ考へを持つて居る。

更らに商業組合に關して、商工省は商業組合は統制、共同施設等の經濟行爲と同時に金融をやるのが組合金融の本義で、農村信用組合でも單營が失敗して居るのは其の原因である。即ち商業組合は他の經濟行爲と同時に金融をやる所に強みがあると云ふのに反して、大藏省は商業組合は他の經濟行爲が主要目的で金融は附隨的だ。故に商業組合に手形行爲や小切手の發行を許すことは出来ないと云ふ見界を持つて居る。又此の問題に關しては同じ組合運動即ちギルド金融の運動でありながら農林省では商業組合運動を反産運動の如くに誤認して之れを敵視して居る。

以上の如く、眼前の一二の問題に關しても斯くの如く各省共不統一なのである。之等の行政上の不統一を早く統一して一定方針の下に進む可きである。

### C 庶民金融課の獨立

現在の大藏省の職制に於ては庶民金融は臺灣銀行、朝鮮銀行、興業銀行、勸業銀行等の特別銀行課に所屬して居る。しかし、この庶民金融の仕事は大資本の金融機關と、これ等のものと、同一の課の下で取扱ふことは、どう考へても理論上矛盾である。大藏省でも、最近このことに氣がついて第六十九議會に、その獨立の豫算として二萬五千圓を計上したが、豫算を削除されて、そのままとなつて居るが、豫算が無くても、現在の豫算でも職制上の獨立は出来るから一日も早く獨立して欲

しいと思ふ。

## 第二節 立法的統制

日本の各省當局に於ては、庶民金融機關の取締及高利に關する取締の根本概念が定まつて居ない。關係各省當局は、急速に此等の概念を統一して庶民金融關係法規及び高利に關する取締り法を統一してほしい。高利貸の利息制限法の違反だけを、やかましく取締つて貯蓄銀行の九割九分九厘、無盡會社の八割、十割をそのままに放任して置くことは、どう考へても立法的統制の不統一から來る缺陷であると思ふ。一體、經濟的金利即ち、市場金利と云ふものは、取締り得るものではない。故に經濟的高利即ち市場金利より低く利息制限や、庶民金融の金利を定むるに於ては、おびたゞしき違犯者を出し、又は、此等の市場から、投資を引上げしめるから、結局その法律はあつて無きが如く、又かゝる法律の制定は、庶民階級を救はんとする法律がかへつて庶民階級の金融を苦しめる結果となる。更に、庶民金融の法規に於ては、左の如き點を十分考慮すべきである。

### A 金利の明記 即ち庶民金融といふものは其の利用者の大部分が、淺學且つ經驗の薄いもので

あり且つ其の多くは急迫の場合、金利の如何を問はず利用するものであるから金利が分明でなければならぬと云ふ事は庶民金融界の一般常識であつて

現にパーソナル、フィナンス、ビジネス(小額貸付事業)の著者ニー、フィールドも其の著書の中に於て次のやうに述べてゐる。

『庶民金融の適正な利率といふものは

一、自由に庶民金融に順應し得るだけの充分な資本金を誘致し得るに足り、且つ充分に事業を經營するに足るだけのものでなければならぬ。

二、利用者に對して公平でなければならぬ事。

三、利用者に容易に（金利を）了解し得らるゝやうなものである可き事』M. R. Neifeld Personal Finance Business (1933) P. 285 又は其の第三の説明に關しては同書の中に於て次のやうに述べて居る。

『小額貸付の利率が借主に公平であらねばならないと同時に、此の利率は營業の存在に必要な利率であり營業を實施するに必要な利率であるかを知ると共に、更に第三の要點は庶民金融の利率は借主に依り容易に了解されなければならぬとの事である。既に借主側の研究はして來たが、庶民金融の要求者は社會の埋没階級の人ばかりではなく、知識、職業、經驗の各方面上、社會の大部分を示めてゐるのである。これ等の人に利率を了解せしめよと云ふのは、利率を明確な形式で了解せしめよと云ふばかりでなく多く借主が利率の計算法に就き無知であるから之をよく了解せしめ借主に公平な庶民金融の資本金を充實せしめるにはどれ位の高い利息を拂ふべきであるか、其の利率は借主が決して心の中で警戒しなくてもいゝものであるか、といふ事をよく了解せしめなければならぬ』世上説を爲す人があつて『庶民金融の金利は必ずしも分明なるを必要としない』と云ふが、之れは純粹な經濟學上の立場から一應さう云はれるし、又庶民金融の金利は必ずしも分明なることを必

要としないことは勿論であつて、吾人も一應之れを是認すが曩きのニールフィールドの所説は社會政策上の見地に立つてゐるものであつて、庶民金融が社會的性質を帯びて居る以上吾人はニールフィールドの所説をも亦肯定せざるを得ないのである。

更に、吾人は庶民金融法の法律上の性質からも亦、さきのニールフィールド氏の所説を肯定するものである。

一般庶民金融法は一つの經濟法規であると共に又取締法規であり、更らに利息制限法の一つである。

無盡業法、質屋業法、米國の小口貸付法等が、一般の利息制限法及び法定金利の取締りから除外される所以のものは之等の庶民金融法が一種の獨立した利息制限法であるからである。

此の事は米國のハーバート大學の商科講師であるフランクリン・ダブリュ・ライアン氏が其の著 Usury and Usury Law. by W. Ryan (1902) の中の第十五頁及其の他の所に於て論じてあるのである。

近來無盡業者の中に『無盡の利息計算法に就いては學者の定説がない』等といつてゐる人もあるが、元來無盡といふものは、金利の發達して居ない、又金利の必要の無かつた相互救済及慈善から發達したものであつて、之れが世の中の金利觀念の發達及金利を中心とする近代金融の組織の中に残つたのであるから其の金利の計算が困難な事は當然であつて、且つ此の金利の計算困難な無盡の方法に加へて、無盡營業者の自由勝手な掛金表の作製、及車代、報謝金、利益配當金、拂込獎勵

金、配當金等の各種の附加的制度が此の困難な金利の計算を更らに一層複雑ならしめたものである。

故に之等の計算法に一定の學問上の學說などが有らう筈がなく、丁度自分で澤山の色彩をもつらせて置いて之れを系統立てようと云ふのと同じ理窟である。問題の要點は此のもつらせる事を禁止することである。始めから白の糸(貸し)と黒の糸(借り)とを混合せしめぬやうにすることである。

故に諸外國の庶民金融法では、何れも之等の法律の中に金利の計算を規定して居るのである。即ち今左に其一、二例を示す。

米國小口貸付法

第十三條、利子ハ先拂ニシ又ハ複利ニスルコトヲ得ズ又利子ハ未拂現金ニ對シテノミ計算スベシ本法ニ於テ規定シタル以外ノ利子即チ官廳ニ對シ納付スル申請登記、解除ノ實費ノ外ハ貸付ニ際シテ或ハ隨時ニ直接間接タルヲ問ハズ、調受料、手数料、仲介料或ハ周旋料等ヲ借主ヨリ請求シ受取り又ハ契約スルコトヲ得ズ第十四條、業者ハ貸付ヲ爲シタル後、借主ニ約シテ賣付金額、月日、返済期日、利率等ヲ明記シタル明細書ヲ交附スベシ

第十六條、擔保物件ノ處分ノ際賣買價格ヲ超過シタル報酬金額ハ契約期間中ノ利子ト思ハルモノトス

とあり英國の『金貸業法』(Money Lenders Act 1927)にも次のやうな規定がある。

同法第四條

(4) 金貸業者ニ依リ或ハ業者ノ爲メニ他人ニヨリテ發行サレ或ハ出版サレタル書類ニ貸金或ハ特殊貸

付金ニ對スル利息ノ條件ヲ記載セントスル際ハ一ケ年ノ百分率ノ條件ニテ徵收セントスル利息カ或ハ本法第一表ノ規定ニ適フ計算ニテ徵收セントスル利息ニ依リ表ハサレタル一ケ年ノ百分率ノ利率ヲ書キ現ハスベシ(第一表略ス)

(5) 本條ノ規定ニ違犯セル者ハ輕罪ニ問ハレ、各違犯ニ對シ起訴ニ依リ三ヶ月以内ノ禁錮或ハ一百磅以内ノ罰金、或ハ此ノ兩罰併科ニ處シ、又即決ニ依リ一ヶ月以内ノ禁錮或ハ二十磅以内ノ罰金、或ハ此兩罰併科ニ處ス

又日本に於ても質屋營業は法律に於て明らかに其の利率を示し、又産業組合法に於ても定款に於て其の貸付利率を何割以下と明記すべき事となつてゐる。

故に無盡の場合に於ても各社の營業案内に各回借入の場合の利廻りを明記す可きである。

更に主務官廳に於ても單に立法上七割以下の入札禁止等の漠然たる規定とせず、尠なくとも新種の掛金方法による無盡許可の場合、其の剩餘掛金の、運用益を含んでの各回平均入札豫定金額を定めて各團に於ける豫定利子の記入をなさしめて此の許否を決す可きである。然るに従來の無盡の許可方法は恐らく斯る科學的方法によつて居ないと思ふ。無盡に於ては利子制度を改正す可き事が吾人の無盡に關して考へて居る終局の目的であるが、無盡の本來の組織上之れが不可能であると云ふならば、せめて前記の新種無盡許可の際各社に命じて豫定金利の記入を爲さしめて、又主務省に於ても計數に明るい専門家の理學士の一人位は雇ひ入れて大衆の爲めに其の利廻りの當否を研究す可きではあるまいか。

現在許されて居る無盡會社の掛金表によつても勿論會社の掛金表其の他によつて相違は有る



が、年利四五歩より十二割餘（千圓掛として一ヶ年利率）に至る金利の開らきのある實例を吾人は明らかに示し得るのである。

又其の利息の計算は左記の如き複雑な條件を考慮の中に入れて、更らに左記の如き各種の計算法があるのを、何の計算法によつて之れを計算するかを決定して、なければ計算が出来ないのである。之れでは加入者どころか一寸した専門家でも計算は出来ないのである。

- 一、掛金表
- 一、単利か複利か
- 一、元本は給付金額か正味手取金額か
- 一、給付を受くる迄の掛金に利息を見積るか何うか
- 一、入札差金の取扱ひをどうするか
- 一、抽籤入札の回数と相違
- 一、出席獎勵金の有無
- 一、掛金獎勵金及特別配當金の有無
- 一、中途契約即ち缺口者への入札差金の配當をどうするか
- 一、又其所屬する團の加入者の素質により（即ち加入者の或る群は競争入札をしないし、又同じ入札をしても札を安く入れない。之れに反して或る群は金が必要であるから三十回も三十五回までも入札を安くする故に其の加入者の素質により）其の團の入札差金が相違し従つて掛金及利廻が違つて来る
- 一、又入札及抽籤の兩方法による場合權利を譲り受けるものとすれば入札差金の外此の權利金も支拂ふものであるから其の譲受人の利廻りは更らに違つて来る

無盡利廻計算法

甲 中途受給付の場合

(1) 簡單なる場合

$$\text{A} \quad \frac{\text{總掛金}-\text{給付金}}{\text{期間}} \times 12 = \text{利廻}$$

$$\text{B} \quad \frac{\text{總掛金}-\text{給付金}+\text{給付金}}{\text{期間}} \times 2 \times 12 = \text{利廻}$$

$$\text{C} \quad \frac{\text{總掛金}-\text{給付金}}{\text{手取金運用積數} \times \frac{1}{2}} + \text{給付金} \times 12 = \text{利廻}$$

(2) 大藏式計算法

$$\frac{\text{總掛金}-(\text{給付金}+\text{入札差金})+(\text{掛金運用積數} \times \text{利率})}{\text{給付金運用積數}} \times 12 = \text{利廻}$$

(3) 賦金表に依る計算法

$$\frac{\text{給付後第一回掛金}-\text{一回當償還率}}{\text{正味手取金額}} \times 12 = \text{利廻}$$

$$\frac{\text{給付後掛金回数}}{\text{A及Bにより賦金表より利率を抽出す爾後掛金還減の場合に其平均額による（但し正味を缺く）}} \times 12 = \text{利廻}$$

賦金表は越原久明著『福利精表』を用ふる可とす

(4) 給付積立各別計算法

$$\frac{\text{總掛金}-\text{最終受給付口掛金}}{\text{爾後掛金回数}} + \text{給付金} \times 12 = \text{利廻}$$

乙 終回受給付の場合

(1) 簡單なる方法

給付金一總掛金 × 12 = 利息  
掛金積數一總掛金

(2) 他の簡單なる方法

給付金一總掛金 = 利息和算額……………A  
(掛金積數一總掛金) × 總掛金 = 運用期間……………B  
A  
B × 12 = 利息

備考

- 一、實際の利廻計算の場合に入札差金、車代、獎勵金、特別配當金等を給付金に加算するものとす
- 二、二十日掛の場合は12の代りに18を乗ずるものとす(右表は無盡學會發行『無盡便覽』による)

B 加入勧誘又はブローカー介在の禁止

諸外國の庶民金融機關は米國のモーリスにしても小口貸付會社にしても又英國の金融會社にしても、絶対に加入者の勧誘を行つて居ない。又英國の如きは次ぎに示す一九二七年の金貸法の如く勧誘及新聞廣告をさへ禁止したのもあり又米國の小口貸付業法の如く利子條件に關して虚偽の廣告を禁止したものとさへある。

同法第五條

- (1) 何人モ書面問合ニ回答スル以外、故意ニ金貸營業人ノ姓名、住所或ハ電話番號或ハ項目ヲ包括セル勸誘文宣傳文或ヒハ其ノ他ノ書類ヲ何人ニモ送付シ或ヒハ配達ヲナサシムベカラズ
- (a) 金貸營業者ヨリ金錢ヲ借リルコト

(b) 金貸營業者ヨリ金錢ヲ借リルコトヲ包含スル取引ニ加入スルコト

(c) 金貸營業者ヨリ金ヲ借リル爲メノ報道或ヒハ忠告ノ見地ヨリ其ノ場所ヲ知ラスコト

(2) 何人ト雖モ前項ノ特殊記事或ハ勧誘ヲ廣告スル爲メノ新聞紙、或ハ其ノ他ノ定期刊行物印刷權、或ハポスター或ハ貼札ノ方法ニ依リ廣告スベカラズ。但シ金貸營業者ノ職業上左記本法ノ規定ニ隨ヒタル廣告即チ金貸營業者トシテノ免許營業所番地、電話符號、電話番號、營業所番地、擔保貸金ナリヤ否ヤノ記事、貸付ケンツル最高及最低金額ノ記事、及ビ創業年月日ノ記事以外、規定サレタル必要特殊事項以外ノ記事ヲ掲載セザル時ハ金貸營業者ニ依リ或ハ營業者ノ爲メ、新聞紙、或ヒハ前項ニ記シタルガ如キ刊行物、或ハ其免許番地ニ揭示サレタルポスター或ヒハ貼紙ニ依リ廣告スルコトヲ得

(3) 金貸營業者或ハ營業者ノ爲メ人ハ金錢ヲ借り、或ハ金貸營業者ヨリ金錢ヲ借ルコトヲ含ム取引ニ加入スルコトヲ勧誘スル目的ノ爲メ代理人或ヒハ勧誘員タルベカラズ。或ハ直接間接ニ金ヲ借ラント欲スル者チ金貸營業者ニ紹介シ或ハ紹介ヲ企テシコトニ對シ、手数料或ハ其ノ他ノ方法ニ依リ金錢或ハ有價物ヲ要求シ或ハ受取ルベカラズ同法附録第一表(元金及金利計算表削略)

即ち之等の例に關する惡弊に關しては英國の立法に於て既に認め、營業者が勧誘員を使用することを禁止したる以外前記英國金貸業法第五條第三項の末尾に於て左の如く、營業者への紹介其の他によつてコミッション其の他の手数料を取る事を嚴禁してゐるのである。

「直接間接タルヲ問ハズ金ヲ貸スコトヲスル事ヲ金貸業者紹介シ或ハ紹介ヲ企テシコトニ對シコミッション或ハ其ノ他ノ方法ニ依リ金錢或ハ有價物ヲ要求シ或ハ受取ルコトヲ禁ズ」

而して之等勧誘員の廢止法律にて規定したる必要以外の記事の廣告營業者以外の紹介者仲介者の介在による有價物の受授等第五條全體の規定に違犯したるものは左の如き重刑を課することとして

る。

(4) 本條ノ規定ニ違犯セル者ハ輕罪ニ問ハレ各違反ニ對シテ起訴ニ依リ三ヶ月以内ノ禁錮或ヒハ一百磅以内ノ罰金或ハ此ノ兩罰ノ併科ニ處シ又即決ニ依リ一ヶ月以内ノ禁錮或ハ三十磅以内ノ罰金或ハ此ノ兩罰ヲ併科ス

(5) 此ノ條項ノ規定ニ違犯シテ行ハレタル金貨取引ハ金貨營業者ガ正當ニ本法ニ依リテ免許サレ居ル場合ト雖モ、其ノ違犯ノ行為ガ營業者ノ承諾又ハ默許ナクシテ之レニ關係ナク行ハレタルコトヲ證明スルニ非ザレバ營業者モ亦處罰サル、モノトス

之等の規定を日本の營業無盡に於ける當籤落札權の賣買又は當籤落札を目當として無盡勸誘員によつてなされる、無盡貸付以外の貸付金による仲介料手数料の徴收による無盡加入者への負擔の轉嫁等の取締りのルーズさに比すれば英國の此の金貨業法は實に完全に近かいものと云へる。今日日本の無盡業法の此の點の缺陷の爲め蒙つて居る惡例の中の一つを掲げることにするが、それ等の被害者は他にも澤山の類例があるのである。

無盡の利息の高利なる實例

實例(一) T會社 五百圓會

或る人が五百圓貸付される無盡に入つた。これは十八回迄かけて居るのに入つて十八回に落札したが保證人が悪いといふことで中々給付してくれない。そして遂に二十四回目給付して呉れたのであるが、その前に二十回の時金が必要から五十圓借りたとするこの人の計算は三百五十圓(七掛入札)の中十八回迄の前掛金二百三十九圓を差引かれ残り手取金百十圓、しかしその中から借入

金の五十圓とその金利が九圓印鑑證明料八十錢代書料一〇錢保證人料十五圓、その他の色々差引かれて結局給付の時に手に入つたのは三圓十九錢であつたのである。つまり此の人は昭和五年の十二月に五十圓借りた。六年の六月に元金が三圓十九錢手に入つた合計五十三圓十九錢借りたのである。そして將來の返掛金は二百八十七圓五十錢支拂はなければならぬと云ふわけである。

實例(二) F會社ツ組第三 五百圓無盡

年月日	回数	抽籤又ハ入札	實掛金
昭和八年三月	1	入	二、三〇
	2	入	八、一四
	3	抽	二、一〇
	4	入	八、〇八
	5	入	七、九六
	6	入	二、三〇
	7	抽	七、八七
	8	入	七、七三
	9	入	二、一三
	10	抽	七、六〇

(落札) 落札額三百五十圓(實掛合計九二、一一)  
昭和九年一月落札後の返掛金十二回——五〇回迄十一圓二十錢  
四十四錢計四三六、八〇

計算書

落札金	三〇〇	手数料及調査費公證料	四三〇
外交員ヨリ借金	一三〇〇	外交員ヨリ借金	一三〇〇
同金利	一六〇		
前掛金(十回迄實掛)	九、一九	(日歩三十錢ノ割合約四十日分)	
上和田氏(前ノ加入者へ謝禮)	五、〇〇		
外交員自動車代	三、〇〇		
第十一回分掛金	二、三〇		
小計	二九九、三九		
差引	五八、六一		

即ち此の加入者の正味借入金は昭和八年十二月頃外交員から借入れた百三十圓の借入金と無盡落札の昭和八年一月末日入手した殘金五十八圓六十一錢との合計八十八圓六十一錢である。

借入總額 一八八、六一  
 將來の返還金總額 十二回より五十回まで 四三六、八〇  
 即ち無盡掛戻金 三十九回各十一圓二十錢づゝ

即ち其の利息は百八十八圓六十一錢の元金借入に對して三十九ヶ月後に二百四十八圓十九錢支拂ふのであるから元金百八十八圓六十錢に對して一ヶ年七十九圓四十四錢の金利にして一ヶ年四割以上の金利である。しかし毎月割賦で十一圓二十錢宛を支拂ふから實際の金利は約六割以上となるで

あらう。

C 虚偽及誇大廣告の禁止 英國の小口貸付法に於いて虚偽の計算による金利、虚偽の條件期間等を手記又は印刷して配布したものは即ち左の如き刑を科して之れを禁じて居る。

小口貸付法第十二條 免許業者タルト否トテ問ハズ、虚偽又ハ瞞著ノ計算ノ目的ヲ以テ三百弗又ハ其ノ以下ノ金額又ハ之ニ相當スル信用物件ヲ貸付スル營業ノ爲メ、利率、期限、條件ニ關シ手記又ハ印刷シタル書類ヲ如何ナル方法ヲ以テシテモ印刷、發行、配布、或ハ之レニ類スル行爲ヲナスコトヲ得ズ

之等の點に關して日本の庶民金融法は餘りにルーズであつたと思ふ。社會性の有る之等のものを斯くの如く取締ることは蓋し當然だと思ふ。醫師の廣告にしろ、専門科名の外の記入の廣告を禁止し、賣藥に於いても亦主能効用の外餘分の記入を警察署などで八釜しく云つて居る。

然るに獨り金融の方面に於いてのみは、堂々たる貯蓄銀行の「貸付利率七分」と云ふのが三割九歩九厘になつたり、「無盡會社の利息は安い六分でお貸しする」と云ふ印刷物の廣告が嘘であつて、年利七、八割にいたりすることは一向構はないものであらうか。自分は、庶民金融は醫師、賣藥以上社會性のあるものであるから、英國の法律同等將來之れを八釜しく取締る可きであると思ふ。

又たとへ金貸しの廣告全部禁止したとしても、實際金を貸していゝ機關でありさへすれば、現代のやうに金に困つて居る世の中であるから少しも廣告しなくつても加入者はドン／＼押しかけて來て立派に營業になるから心配することはない。問題は金利を安くし、何人にも貸すと云ふ便利な機關にすることである。便利な機關で實際貸せるとなると外交員も勧誘員も必要のない事であるし、

又廣告等も必要なくなる、しかし其れが今俄かに出来ないとしても嘘偽の廣告だけは取締る可きであると思ふ。

D 新法規の立法と舊法規の改正 即ち現在、驚くべき金融的勢力のある個人金貸業者又は、會社經營の金貸業者を統制するため、米國の小口貸付法、英國の金貸業法にならつて金貸業法を新しく制定して、米國の小口貸付法の年利四割二分、英國の金貸業法の年利四割八分の如き經營可能の範圍の相當の高利息を認めこれを統制管理すべきであると思ふ。しからば業者も助り、これを利用する大衆も助かることになると思ふ。更に廿二億の現在貸付を有する地方農村の頼母子講も、これに一定の無盡組合法とも云ふべき法規を適用するか又は、之を信用組合にでも有すべき法規を適用するか、又は之を信用組合にでも有すべき法規を加附すべきである。更に近時流行しかけて居る所謂『町内積立』の一定の立法的處置をとることがいふと思ふ。其他從來存在する貯蓄銀行、無盡會社等の缺陷多き法律は、其金利明記、ブローカー介入、虚偽廣告取締のため適當の改正を行ふことが必要である。

### 第三節 庶民金融機關の新設と改善

當面して居る庶民階級金融難及中小商工業者の金融難に對してこれを如何にして、解決するかと云ふ問題に關しては種々な議論が行はれて居る。しかし、庶民階級の金融及中小商工業者の金融難は現在、完備して居るから現在のままで、いふと云ふ人は何人も存在しない。問題は、現在の機

關を、如何に、改革するかと云ふ所謂既設機關の改革論者と今一つは新機關の主張者、この兩派に分れて居る様である。即ち前者の主張の根本的論據は、金融機關等と云ふものは、外國のもので、そのなにかをまねても仲々、日本の國情に直ちに適するわけには行かないから、從來ある機關を改善した方が安全であると云ふのに對し、新機關の設立者は現在の機關は缺陷があり現在機關でも庶民階級の金融及中小商工業者の金融は不足であるから新しいものを新設した方がいふ、と主張して居るのである。此等の二つの主張に對しては、大藏、農林、商工、諸會議所等各所の間に於ても賛否兩派があり、又商業會議所、大藏省の一機關の内部に於ても夫々賛否兩方の意見が對立して居る。又學者、政治家の間に於ても、賛否、双方の意見がある様である。今左に、全國商工會議所、其他の機關の此等兩論に對する意見の態様をしめして見れば、即ち左の通りである。

#### (A) 既設機關及施設改善策

- 一、商工組合の組織擴充。
- 一、損失補償制度に對し貸付銀行は圓滑に處理せられんことを要望す。
- 一、庶民に對する金融を要望す。

(以上、横須賀商工會議所)

- 一、市街地信用組合の監督を農村信用組合と別箇にすること。
- 一、一般民間無盡の取締を嚴にすること。

- 一、無盡會社の監督を嚴にすると共に、發達を助成すること。

(以上、岡崎商工會議所)

一、普通銀行をして紐育のナショナル・シチー・バンク等の如く小額貸付課を設けしめること。  
一、政府預金部資金並に特殊銀行の貸出に當り、時に中小商工業者に對しては、貸出條件を緩和して手續を簡易化すること。

一、重要物産同業組合法を改正し同業組合をして金融事業を営ましむること。

一、中小商工業資金融通額を増加し、貸出手續を簡易ならしむること。  
(以上、名古屋商工會議所)

一、營業無盡活用案。  
(以上、廣島商工會議所)

一、中小商工金融國家補償案。

一、政府低資の融通補償。  
(以上、高知商工會議所)

一、都市金融組合に對する施設(貸付額、期間の制限及延長)  
(以上、福島商工會議所)

一、金利の低下。

一、中小工業の助成發達を期するがため、既設金融機關をして低利の資金融通を爲さしむる様當局に要望す。

一、中小商工業に對する信用貸出の増加。  
(以上、釜山商工會議所)

一、資金融通の方法(商業、工業組合法)を實施して組合を通じて低資の貸出をなすこと。  
(以上、木浦商工會議所)

一、貸付條件に關する信用程度の認識、擔保物評價に於ける貸借兩者間の懸隔の除去。

一、不信行爲を取締る法を定め信用精神を涵養し、債權者債務者双方を保護する必要あり。  
一、完全なる低當權、質權とならざる物件に關しても商工金融の擔保として、信用の増進を策する法規を設け、當事者を保護する。

一、工業組合員の貯金取扱、産業資金貸付、組合員資金貸入に對する保證業務、倉庫事業等に事業範圍を大にすること。  
(以上、仁川商工會議所)

一、政府は既設金融機關を通して特別低利に資金を融通すること。  
(以上、産業審議會)

一、信用組合の主務官廳は之を大藏省に移管。

一、信用組合をして地區内同業組合其他の産業團體に資金貸付を爲さしむること。  
(以上、日本商工會議所)

一、政府は大銀行並に一般普通銀行に對し中小工業金融上の緩和方法を講ぜしむること。  
一、預金部より第一年度五千萬圓、第二年度以降五年間二千萬圓宛、中小商工業特別融通資金として貸出し之を廻轉運用すること。

一、中小商工業金融に關する損失保證として利鞘の運用、天引による資金の運用。  
(以上、東京商工會議所)

一、市街地信用組合の改正。  
(以上、東京商工會議所)

一、銀行及信託會社の活用。  
(以上、東京實業組合聯合會)

(B) 機關及施設に關する新立案  
(以上、工政會)

一、名古屋市の例に倣ひ、市町村援助の下に信用組合を設立すると共に、市街地信用組合に關し、單行法を設け、大藏省の監督下に置くこと。爲替取引を行はしめること。

一、商工中央金庫を設置すること。

一、庶民金融の施設をなすこと。

一、商工貸付金庫の設立。

一、朝鮮に於て低利資金の融通、補償制度の設置。

一、工場設備費に對しては多數同業者の組合團體共同工場の施設に對して補助金を交付。

一、原料買入資金、原料の共同購入、買入原料を擔保として資金を貸付。

一、手持商品の資金化。

一、工業組合中央金庫を設けること。

一、特殊銀行をして特に中小工業の金融を便ならしめることを目的とする特別の機關を設けること。

一、中央商工金庫を設置すること。

一、政府は、郵便貯金、及簡易保險金より一億圓を限度として低利貸出をなすこと。

一、政府は年利四朱五厘にて興銀、勸銀、農工銀行及普通銀行を經由して、五ヶ年乃至十ヶ年年利六朱五厘にて貸出さしむること。

(以上、名古屋商工會議所)

(以上、廣島商工會議所)

(以上、旭川商工會議所)

(以上、釜山商工會議所)

(以上、商工審議會)

(以上、産業審議會)

(以上、東京商工會議所)

にて貸出さしむること。

一、郵便貯金及簡保より貸出。

一、興銀、勸銀、農工銀及普銀より貸出。

一、有限責任豊橋庶民信用組合の設置。

一、政府にて特殊庶民銀行を設立す。

一、各府縣を地區として特殊信用組合を組織すること。

一、六大都市に限り特殊銀行を設立すること。

一、商工中央金庫を設けること。

一、商業組合法の制定。

一、公營貯蓄銀行又は庶民金融機關の設置。

一、債權保險制度の創設。

一、債務保證制度の創設。

一、債權保險制度の創設。

一、債務保證制度の創設。

(以上、大阪商工會議所)

(以上、松江商工會議所)

(以上、豊橋商工會議所)

(以上、東京實業組合聯合會)

(以上、工政會)

(以上、大阪工業懇話會)

賛否兩論の意見は大體右の通りである。

しかしながら、私は、その双方の意見を實行するのがいと考へて居る。即ち従来の既設金融機關も改善し、又それで尙も庶民金融機關及中小商工業者の金融機關は不足であるから新しいものを造つてよいではないかと云ふ意見を持つて居る。しかし、私の新機關の設立意見は決して外國のものに直に日本に移さうとするのではなく従来日本にある此等の機關の中、立法化されてないものに立法的根據を與へて此を管理統制すると共に此等の業者も公然と其仕事を行ひ得る様にしてやると云ふのが其根本の方針である。今左に私の意見の大體をのべることにしよう。

A、既設機關の改革。先づ第一は貯蓄銀行の改善であるが貯蓄銀行に於ては、集めた金の約七割を公債社債に投資し親銀行よりの金利大企業への貸付、その預金の三割を庶民階級に還元貸付して居るが今すこし其預金の大部を民衆に還元貸付する様に改革してほしい、又普通銀行に於ても米國の普通銀行の小口貸付課の如きものを範として庶民階級及中小商工業者に還元貸付させるべきである。又無盡會社の如きも多くは抽籤入札による給付貸付を行はず、多くは滿會給付即ち貯金の形式をとり、貸付は權利讓渡、限度貸付等會社に有利な高利貸付を行ひ、途中解約者の續出も亦解約手数料其他の収入となると云ふ目的の下に、年額百六十萬にも達する莫大なる出所不明瞭な所得を數へ、更らに又貯蓄銀行、無盡會社の如き貸付金利の不明瞭に乗じて不當な利子収入を得る如き現在制度を改善してもらひたいと思ふ。

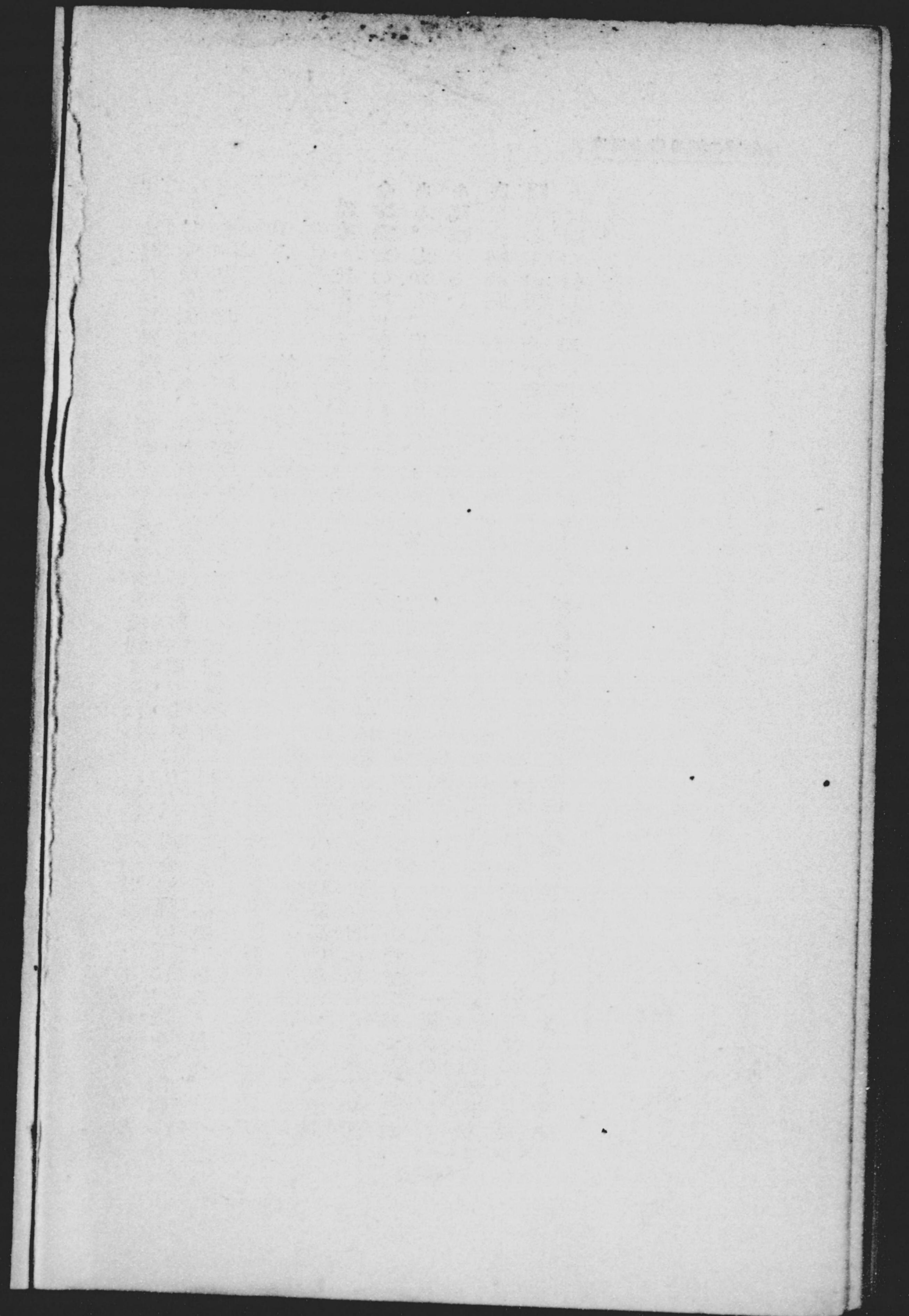
B、新しく設立してもいい機關。近來發達しかけた商業組合、工業組合の如き組合金融を一層擴充さすと共に、莫大なる二十二億の融通力を有する現在の農村頼母子講に立法的根據を與へ、

又莫大なる融通力を現有する金貸業者を統制するため、一種の『金貸法』とも稱すべき小口貸付業法を制定し又、各地に普及して居る町内積立會あたりも、組合法規の下に、之を立法化して一方、其の弊害を取締ると共に一方其の運用を公的に認むることが必要であると思ふ。

#### 第四節 社會的認識の向上

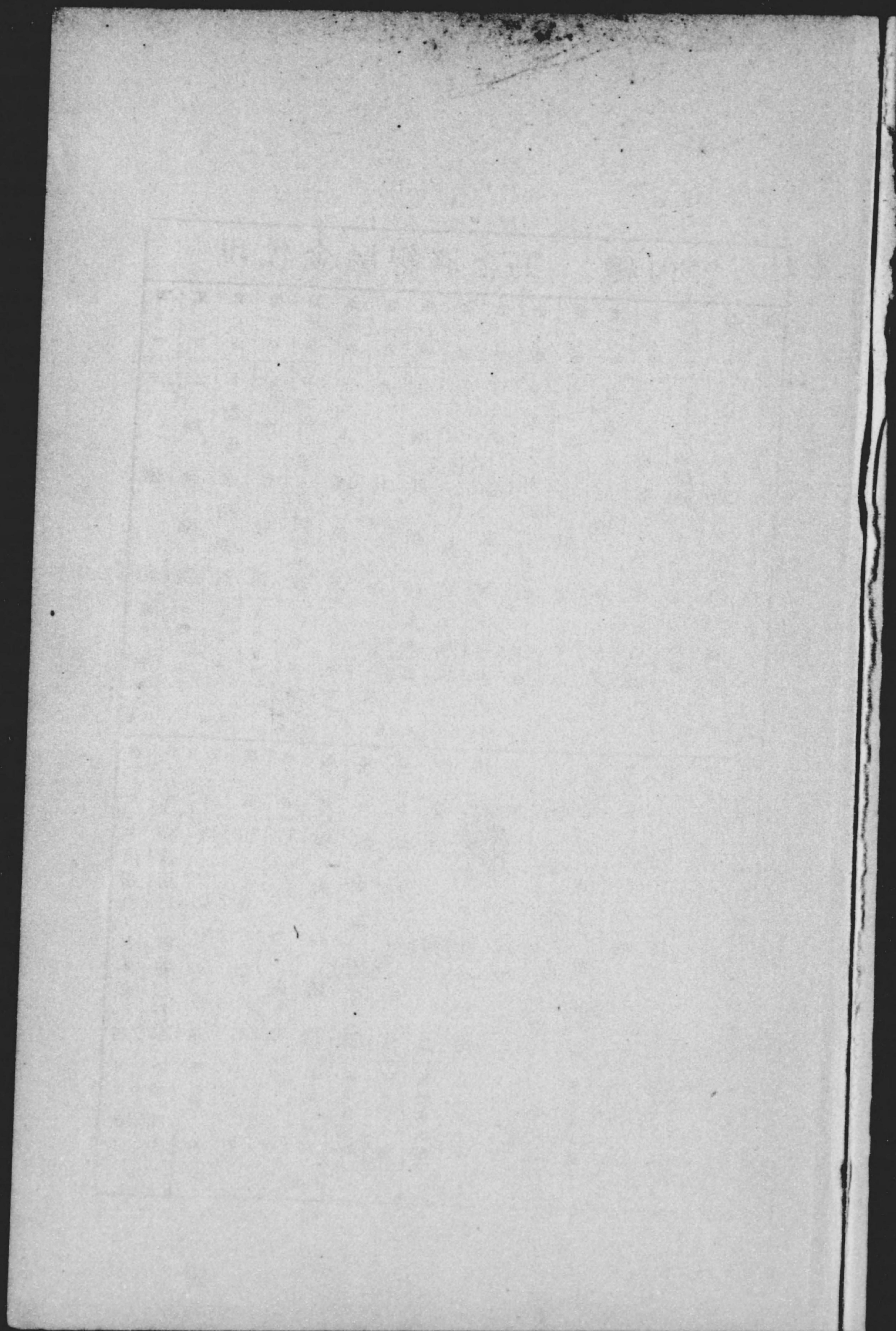
従来一般庶民金融機關に對しては、儒教、佛教、及び武士精神等の金錢嫌惡の思想から、又庶民金融業者の歴史的罪惡視觀から出發して一般に庶民金融機關及従業者を社會的に卑しんで來たのである。しかし、庶民金融は、ガス、電氣、水道等の如く社會的性質を有する小賣業であつて、これを蔑視するいはれない。學者も政治家も、立法當局も一般社會人もこの認識を、一層高め、以て庶民金融機關に對する認識の程度を高めると共に深くこれを研究し調査し、監視し以つて社會的機關としての庶民金融機關の機能を完全に發達させることが將來に於ける最重要なことである。と吾人は深く信じて居る。然らざれば永久に人格高潔の士は庶民金融機關に携はらないこと、なるであらう。





欠

**MISSING**



668  
19

